

三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画
第5次計画（最終案）

平成29年3月

三 重 県

目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
II	本県におけるDVの現状	4
1	相談件数等の推移	4
2	県民の意識	6
III	計画の基本的事項	11
1	計画における基本的な考え方・視点	11
2	計画の構成	12
3	計画の体系	13
IV	計画の内容	16
1	DVが「起こらない」社会	16
2	DV被害に「気づく」ことができる社会	19
3-1	DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会	21
3-2	DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会	25
4	DVに対して「多様な主体が取り組む」社会	28
V	計画の総合的な推進と進捗の評価	31
	DV被害者支援フローチャート	32

Ⅰ 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るために、配偶者からの暴力（DV※1）を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要であるとして、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者暴力相談支援センター※2の設置や保護命令制度の創設により、被害者保護・支援の方策が定められました。

平成16年には、「DV防止法」が改正され、DVの定義の拡大（精神的暴力、性的暴力を追加）、保護命令制度の拡充（子どもへの接近禁止命令等）とともに、被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされ、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたことにより、三重県では、平成18年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、その推進に取り組んできました。

平成20年のDV防止法改正においては、保護命令制度の拡充（対象に生命又は身体に対する脅迫行為を追加、親族等への接近禁止命令の追加等）とともに、市町村における基本計画の策定努力、配偶者暴力相談支援センターの設置努力など住民に身近な市町村の取組の強化が示されました。

これを受けて、県では、それまでの取組状況や課題を整理するとともに、法改正の内容を踏まえ、平成21年3月に「県基本計画」を見直し、さらに計画が終了する平成23年には、「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定にあわせ、DV防止等についての若年層に対する対策強化など、取組項目の追加を行い、施策の推進に取り組んできたところです。

さらに平成25年のDV防止法改正においては、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とするという改正が行われ、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

県では、この改正を受けて、平成26年3月に「県基本計画」を見直し、取組項目や目標項目の整理をしたところですが、今回、現計画が期間満了を迎えることから、DV被害の現状、これまでの取組の成果と課題を整理したうえで、あらためて県基本計画を見直し、より一層DVの防止及び被害者に対する支援の充実を図っていきます。

※1 DV：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力を指します。

DV防止法では、条文中にDVという表記はありませんが、「配偶者からの暴力」の定義については、「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力を含む）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」としており、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとしています。

※2 配偶者暴力相談支援センター：被害者の相談、保護、自立のために必要な情報提供、その他の援助を関係機関と連携して行うところです。

2 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき、三重県のDV施策を着実に実施するため、関係機関と協働して取組を展開することができるよう、その方向性と目標を定めたものです。

また、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」、「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」及び「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」に示すめざすべき姿の実現に向けた計画として位置づけています。

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」（関係部分抜粋）

施策 212 あらゆる分野における女性活躍の推進

【県民の皆さんとめざす姿】

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

<基本事業 21204 性別に基づく暴力等への取組>

【主な取組内容】

DVや性犯罪・性暴力を許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。

「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」（関係部分抜粋）

基本施策Ⅲ－Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

1. めざす姿

【地域・社会】

- ・ 配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が社会全体に浸透しています。特に、被害の多くを占める女性に対する暴力について、その防止に向けた相談・支援体制が確立されています。
- ・ 男女間等で暴力を伴わない人間関係を構築する教育が推進され、若年層における交際相手からの暴力のない社会づくりが進められています。

【家庭】

- ・ 配偶者等や親からの暴力が根絶され、家族が互いにその人格を尊重しあって生活できる環境が実現しています。

「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」（関係部分抜粋）

【めざす姿】

性別に基づくあらゆる暴力を許さないという意識が浸透し、女性に対するあらゆる暴力が根絶されています。また、被害者に対する相談・支援体制が整備され、女性が暴力から守られています。

【基本方針】

- DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等の身体的、性的、心理的な女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、相談、保護、自立対策の支援体制を一層充実させるとともに、関係機関との連携体制を整備し、女性の人権を擁護・尊重する幅広い取組を行います。

3 計画期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間とします。

II 本県におけるDVの現状

1 相談件数等の推移

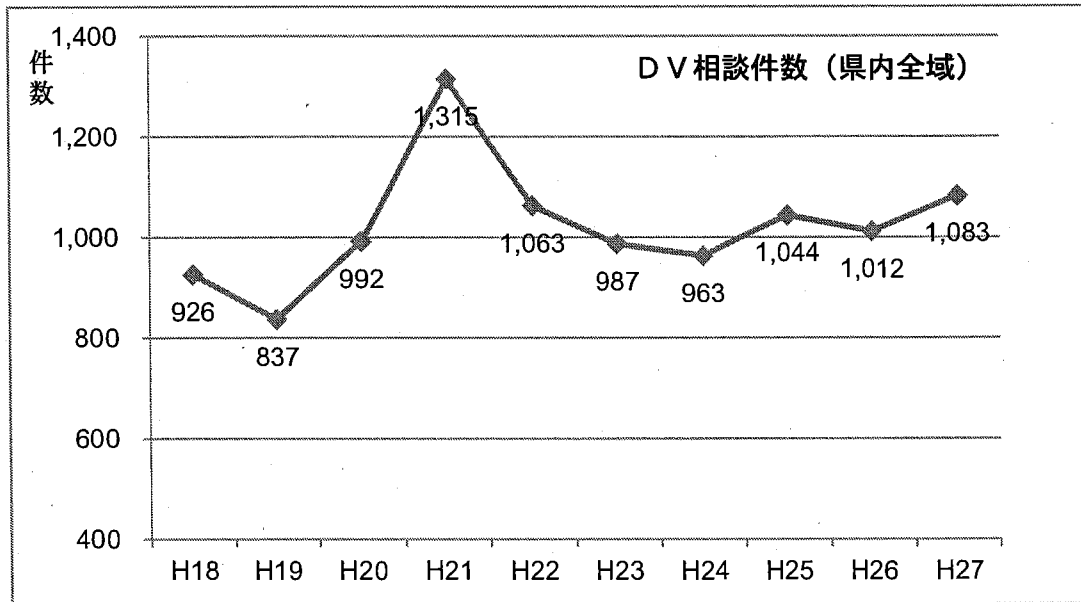
(1) DV相談等の現状

① 県内全域におけるDV相談

平成13年4月のDV防止法制定に伴い、平成14年4月、本県では三重県女性相談所を配偶者暴力相談支援センターに位置付け、DV防止法第3条第3項に定める業務を行っています。

現在、配偶者暴力相談支援センターのほか、県福祉事務所及び市町福祉事務所において、女性（婦人）相談員等を配置したDV被害者相談窓口を設置し対応しています。

なお、平成27年度は、1,083件の相談件数がありました。



【三重県女性相談所調べ】

※ 女性相談所及び県内の女性（婦人）相談員等が受理した相談のうち、主訴が「夫等からの暴力」の相談件数。厚生労働省が示した基準の統計処理による。

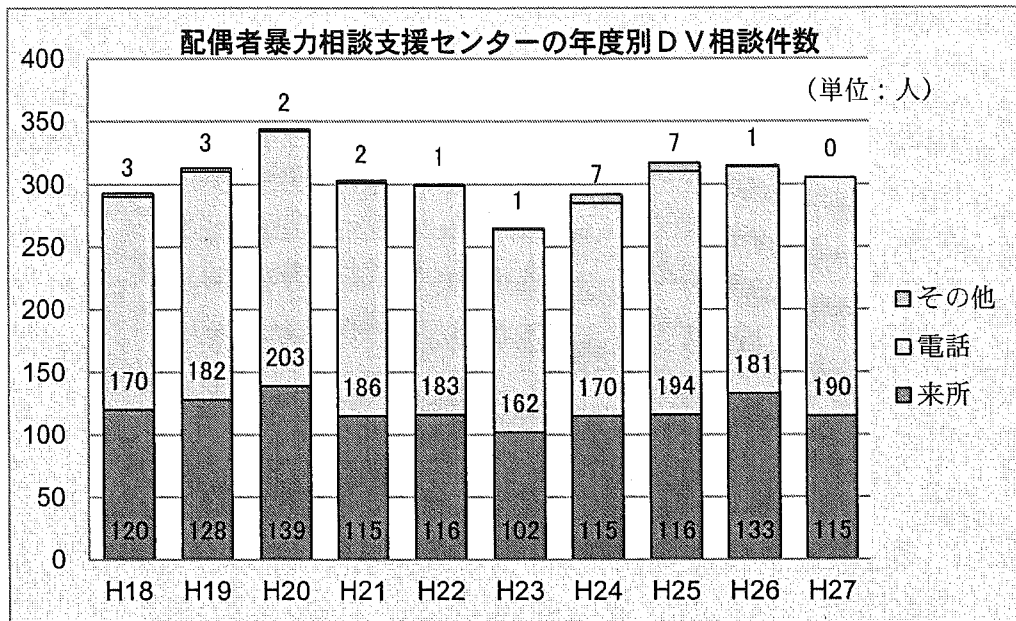
② 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談

配偶者暴力相談支援センターにおける被害者本人からの相談は、毎年約300件程度で推移しています。（単位：人）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
来所	120	128	139	115	116	102	115	116	133	115
電話	170	182	203	186	183	162	170	194	181	190
その他	3	3	2	2	1	1	7	7	1	0
合計	293	313	344	303	300	265	292	317	315	305

【三重県女性相談所調べ】

※ 配偶者暴力相談支援センターにおいて受理した、主訴がDVもしくはDVを背景とする被害者本人からの相談件数。内閣府が示した基準の統計処理による。



③ 一時保護人数

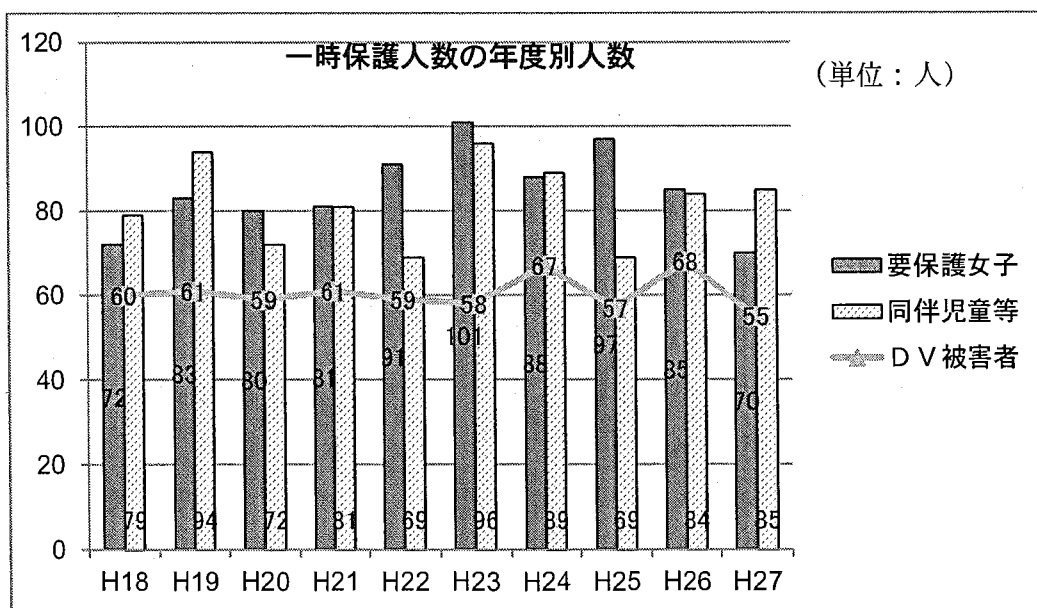
一時保護を行った人数は、平成18年度以降10年間の平均で85人です。また、要保護女子のうち、DV被害による一時保護人数は毎年50人を超え、平成18年度以降平均して一時保護人数（要保護女子）の7割程度を占めています。

(単位：人)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
要保護女子	72	83	80	81	91	101	88	97	85	70
同伴児童等	79	94	72	81	69	96	89	69	84	85
DV被害者	60	61	59	61	59	58	67	57	68	55

※ DV被害者の人数は、要保護女子の内数

【三重県女性相談所調べ】



(2) 警察における配偶者からの暴力相談対応状況

配偶者からの暴力相談受理件数は、近年増加傾向にあります。(単位：件)

警察での措置状況	概要	H23	H24	H25	H26	H27
相談受理件数		546	548	628	683	676
保護命令違反の検挙		1	5	4	2	1
刑法犯などの検挙	傷害罪等	22	35	26	34	46
DV防止法による援助の実施		135	178	266	446	412
被害者に対する防犯指導	対処方法の教示等	466	478	587	708	811
加害者に対する指導・警告		171	158	195	288	336
他機関への連絡	一時保護の要請等	209	198	241	268	290
その他の措置	保護命令制度の説明等	570	547	655	661	760
計		1,574	1,599	1,974	2,407	2,656

【三重県警察本部調べ】

(3) 三重県男女共同参画センターにおける相談等対応状況

三重県男女共同参画センターに寄せられるDVに関する相談は、300件前後で推移しています。その中には、相談の主訴がDVではないケースでも、夫婦問題や男女問題の背景にDVが深く影響していることがあります。

年度	H23	H24	H25	H26	H27
相談件数	331	370	242	257	334

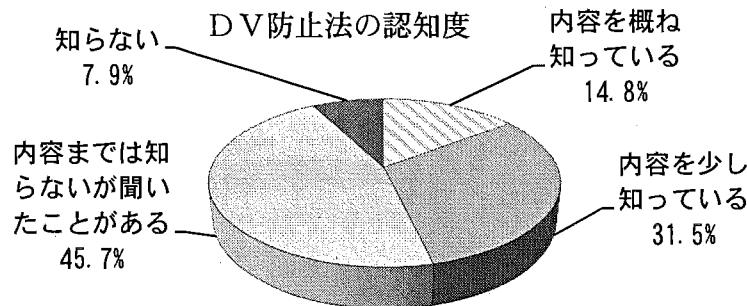
【三重県男女共同参画センター調べ】

2 県民の意識

(1) DV防止法の認知度

県民アンケート(e-モニター)により、DV防止法を知っているか聞いたところ、「内容を概ね知っている」と「内容を少し知っている」と回答した人を合わせた割合は46.3%でした。(対象者数1,364名 回答者数932名)

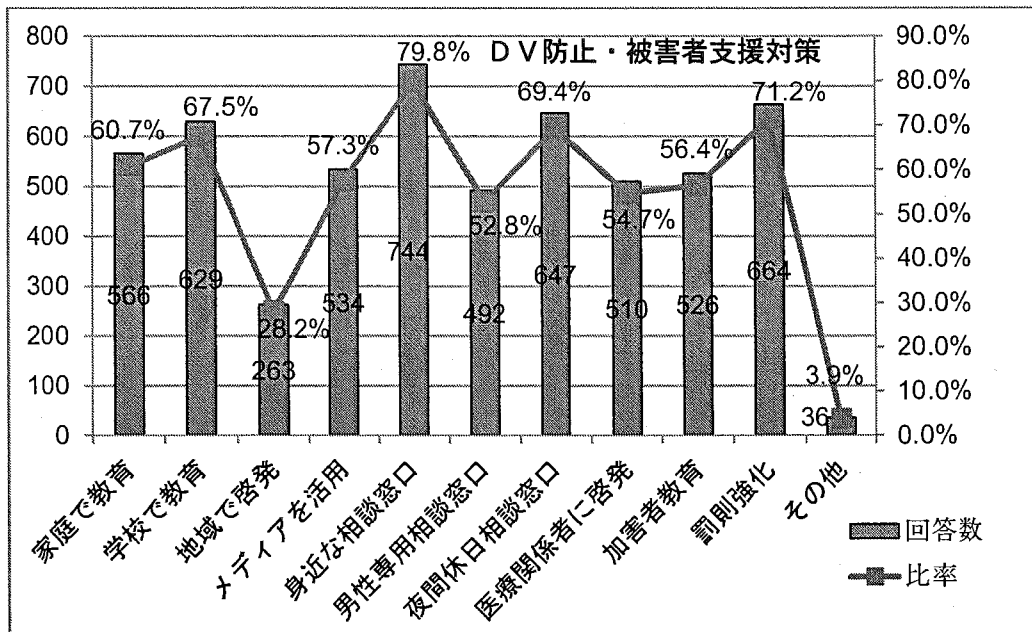
※ e-モニター：三重県が各種の行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う、電子アンケートシステムのことをいいます。



【県民アンケート(e-モニター)平成28年調査】

(2) DV防止・被害者支援対策について

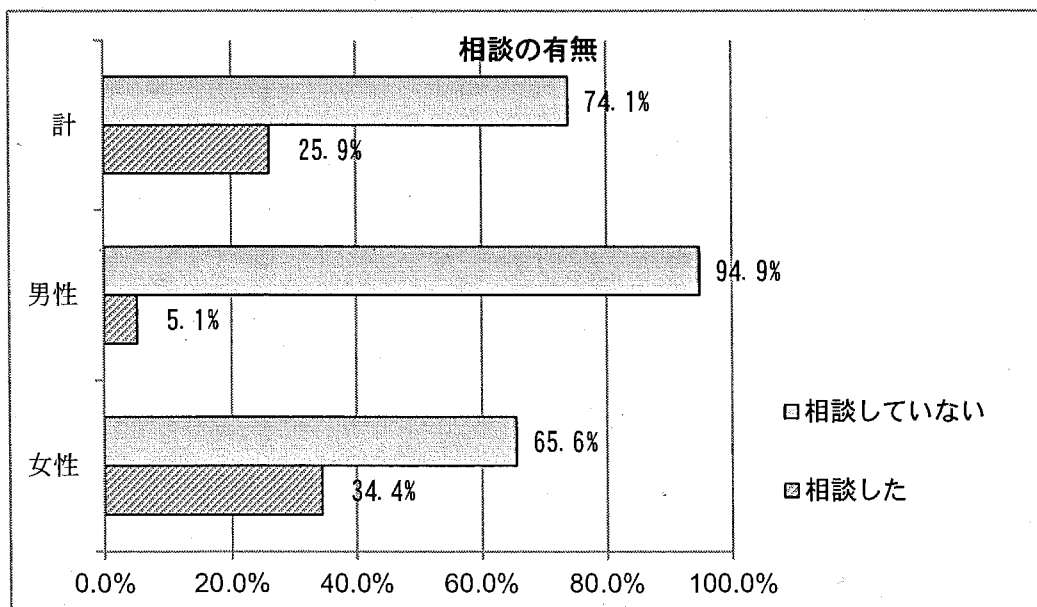
配偶者（恋人）からの暴力を防止するために、どのような対策が必要か聞いたところ、「身近な相談窓口を増やす」の割合が最も多い79.8%でした。



【県民アンケート（e-モニター）平成28年調査】 ※複数回答

(3) DVを受けた時の相談の有無

DVを受けた時に、そのことを、どこか（誰か）に相談したか聞いたところ、「相談した」人は25.9%で、性別で見ると、女性で34.4%、男性で5.1%でした。



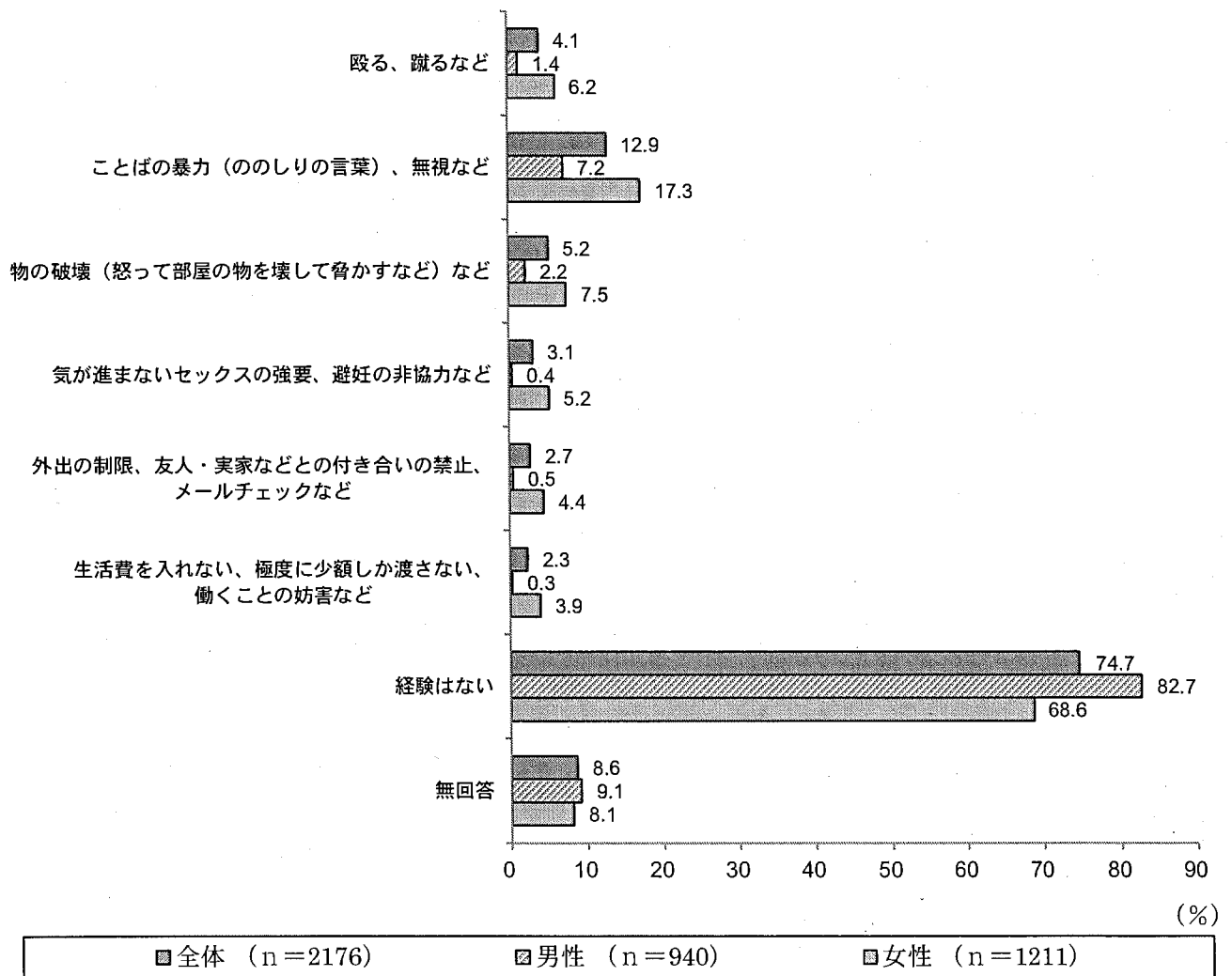
【県民アンケート（e-モニター）平成28年調査】

(4) DV被害の内容

男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査によると、配偶者や恋人からどのような暴力を受けたことがあるか聞いたところ、「ことばの暴力（ののしりの言葉）、無視など」の割合が12.9%、「物の破壊（怒って部屋の物を壊して脅かすなど）など」の割合が5.2%の順に高くなっています。

性別でみると、女性では「ことばの暴力（ののしりの言葉）、無視など」の割合が17.3%であり、男性よりも10.1ポイント高くなっています。

◆配偶者や恋人から、どのような暴力を受けたことがあるか



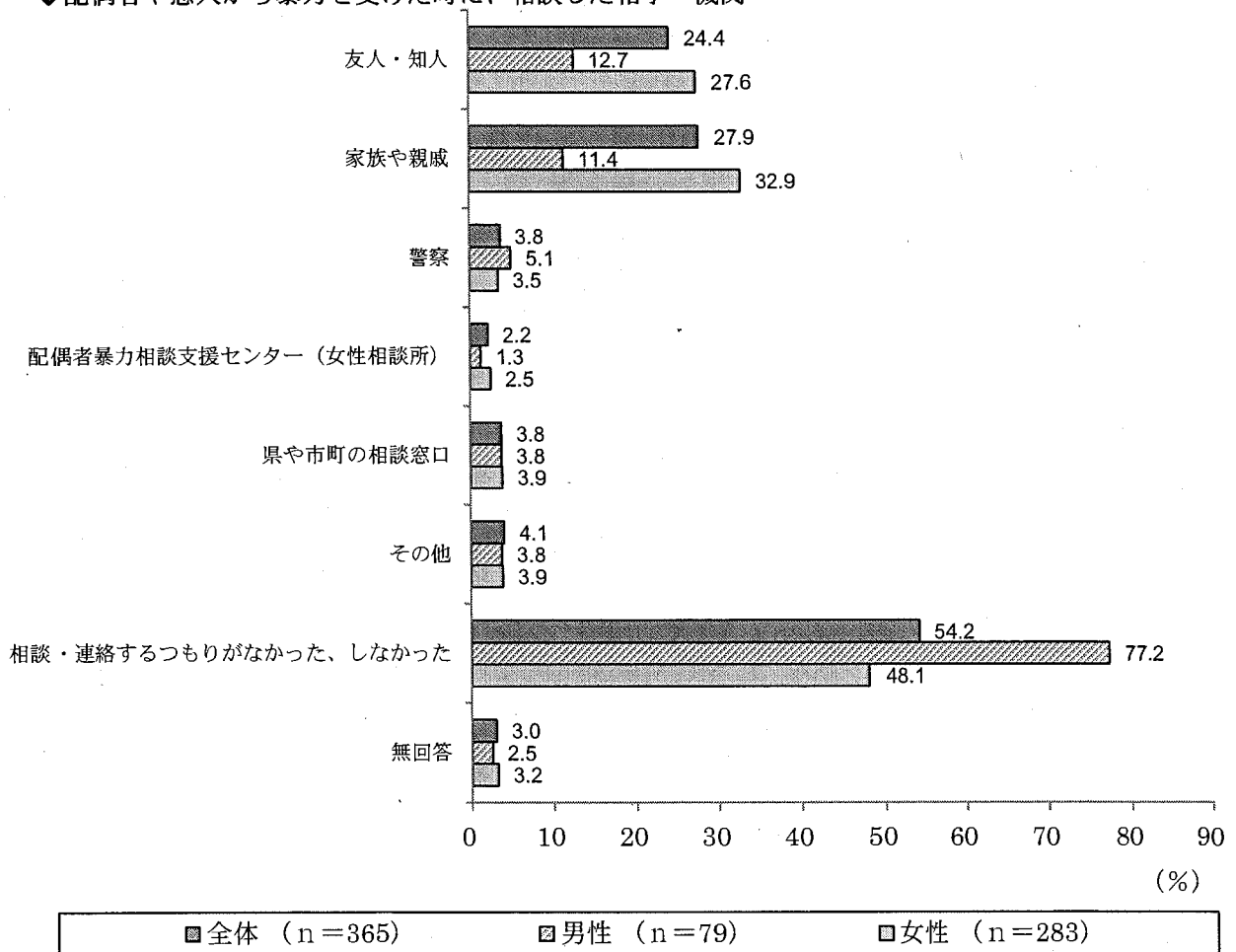
【県男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（平成27年調査）】

(5) 相談の有無と相談先

暴力を受けた時に、誰に、どこに相談・連絡したか聞いたところ、全体では「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が54.2%と最も高く、次いで「家族や親戚」の割合が27.9%となっています。

性別で見ると、男性では「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が77.2%と最も高く、女性よりも29.1ポイント高くなっています。一方、女性では「家族や親戚」の割合が32.9%と、男性よりも21.5ポイント高くなっています。また、女性では「知人・友人」の割合が27.6%と、男性よりも14.9ポイント高くなっています。

◆配偶者や恋人から暴力を受けた時に、相談した相手・機関



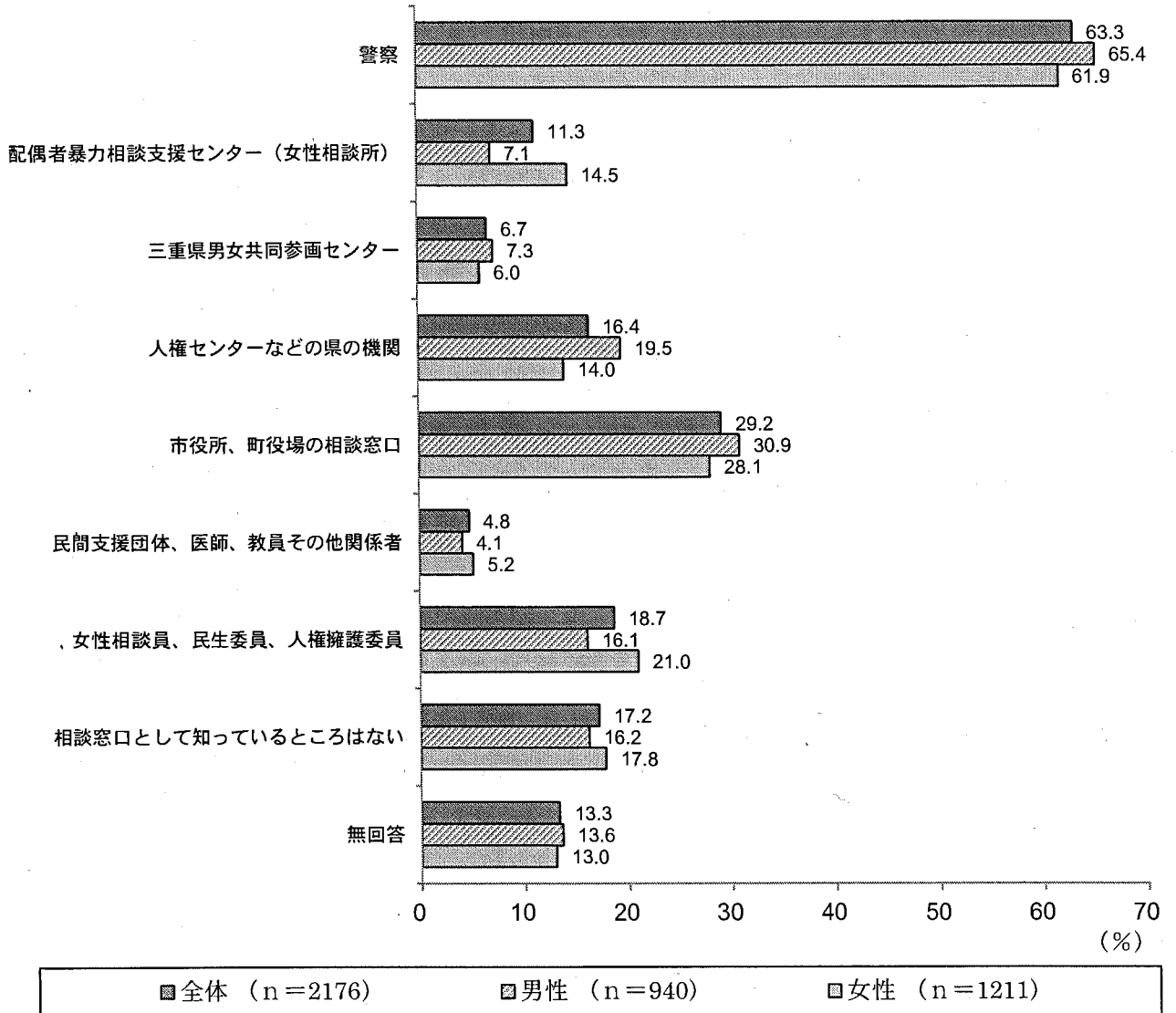
【県男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査 (平成27年調査)】

(6) 相談窓口の認識

配偶者や恋人からの暴力を受けた時に相談できる機関や関係者のうち、知っているものについて聞いたところ、「警察」の割合が63.3%、「市役所、町役場の相談窓口」の割合が29.2%の順に高くなっています。

性別でみると、男女間では特に大きな差は見られません。

◆配偶者や恋人から暴力を受けた時に、相談できる機関・関係者



【県男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査 (平成 27 年調査)】

Ⅲ 計画の基本的事項

1 計画における基本的な考え方・視点

本計画の基本的な考え方・視点は、次のとおりです。

- 1 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持つとともに、DVの被害者に女性が多い背景には、社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があるという認識を持ち、この問題を単に被害者と加害者間の問題としてではなく、社会全体で受け止め、DVが起こらない社会の実現に向けて対応します。
- 2 DV被害の早期発見・早期対応により、「安全」「安心」の確保を図り、被害者自らの意思が尊重され、自立等に向けた適切な支援が受けられる環境を充実します。
- 3 DVと児童虐待との関連を重視し、被害者及び子どもの最善の利益のため、総合的な支援が適切に提供されるようにします。
- 4 市町をはじめとする関係行政機関との連携を図りつつ、県がその担うべき役割をしっかりと果たすとともに、地域住民、団体と協働して取り組みます。
- 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の一層の推進を図るため、国の示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成26年10月1日一部改正）」をふまえた上で、県の実情に即しつつ、市町における取組が促進されるよう、県の取組の方向性、その具体的な内容などをこの計画に記載します。

2 計画の構成

(1) めざすべき社会像

基本的な考え方・視点をふまえ、「県基本計画」がめざす姿を4つの社会像に分けて掲げています。

めざすべき社会像

- 1 DVが「起こらない」社会（未然防止対策）
- 2 DV被害に「気づく」ことができる社会（啓発対策）
- 3-1 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 3-2 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 4 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会（多様な主体との協働）

(2) 現状及び課題と具体的な取組

めざすべき社会像を実現するための課題を掲げ、さらに項目毎に現状及び課題を示しています。また、具体的な取組として、3年間で取り組むべき内容を示しています。

(3) 数値目標

めざすべき社会像を実現するため、「県基本計画」の計画期間において達成すべき数値目標を「めざすべき社会像」ごとに掲げています。

主指標として、主に成果指標（施策、事業の実施により得られる成果、効果を示す指標）を掲げています。また、主指標の目標達成のため、事業指標（取り組む事業の内容及び事業量を示す指標）を副指標として示しています。

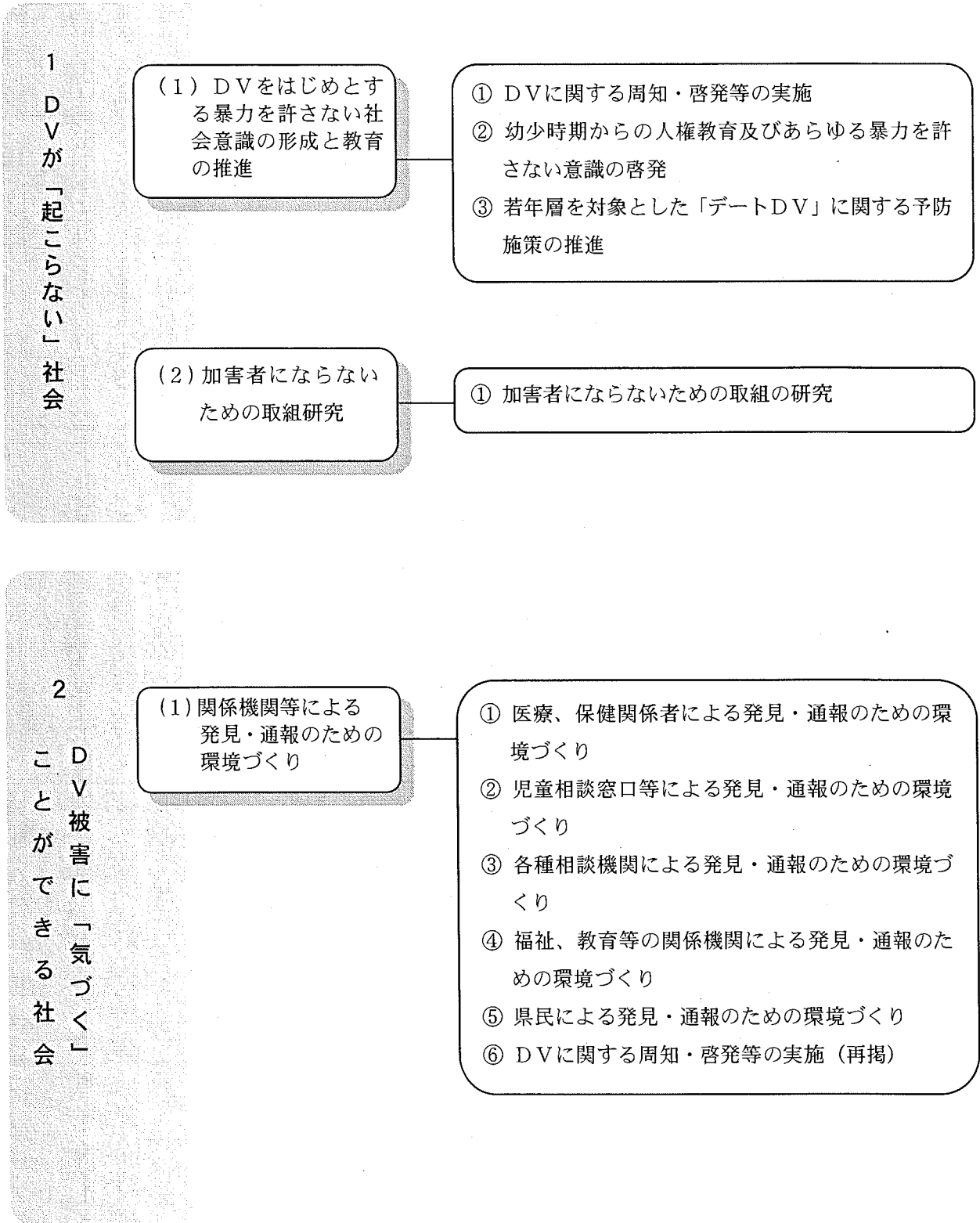
現状値については、平成28年度末で把握した数値（または28年度調査結果）を記載しています。

3 計画の体系

【めざすべき社会像】

【方向性】

【具体的な取組】



3-1 DV被害者の「安全・安心が確保される」社会
相談・保護への支援が受けられる

(1) 総合的な調整機能の強化

- ① 配偶者暴力相談支援センターの充実強化

(2) 相談体制の整備

- ① 相談しやすい環境の整備
- ② 県内相談体制の充実
- ③ 弁護士による専門相談の充実

(3) 保護体制及び加害者対策の強化

- ① 迅速に保護を行える体制づくり
- ② 警察による被害者保護及び加害者への対応
- ③ 保護命令に対する適切な対応
- ④ 配偶者暴力相談支援センター等における安全の確保・充実

(4) 関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と被害者等の個人情報保護の徹底

- ① 危機管理意識の向上及び二次的被害の防止に向けた支援者等に対する研修の充実
- ② 支援者に対する心理的サポート体制の整備
- ③ 被害者の個人情報の保護

3-2 DV被害者の「安全・安心が確保される」社会
自立への支援が受けられる

(1) 自立支援のための体制づくり

- ① 被害者への心理的支援
- ② 被害者の置かれている状況に即した各種自立支援施策の適切な運用
- ③ 関係機関との連携による就業支援
- ④ 住居の確保
- ⑤ 市町におけるDV対応一元化の促進支援
- ⑥ 母子生活支援施設・婦人保護施設の機能の活用
- ⑦ 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進

(2) 子どもへの支援のための体制づくり

- ① DVの子どもに与える影響に関する理解促進
- ② 子どもへのケアにおける児童相談所との連携
- ③ 被害者に同伴する子どもへの支援の充実
- ④ 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実

(3) 外国人、障がい者、高齢者等への対応

- ① 啓発資料等の多言語化の実施
- ② 通訳体制の充実
- ③ 障がいに配慮した情報提供の検討
- ④ 外国人、障がい者、高齢者等の状況に応じた安全・安心の確保にかかる支援の充実

4
D
V
に
対
し
て
「
多
様
な
主
体
が
取
り
組
む
」
社
会

(1) DV防止ネットワークの構築と強化

- ① 広域的なDV対応・連携の促進
- ② 要保護児童対策協議会における子どもへの支援の充実（再掲）

(2) 保護及び自立支援における関係機関の連携強化

- ① 配偶者暴力相談支援センターにおける関係機関との連携強化
- ② 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進（再掲）

(3) 市町におけるDV対策の促進支援

- ① 市町基本計画の策定支援
- ② 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進

(4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

- ① 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

IV 計画の内容

<めざすべき社会像>

1 DVが「起こらない」社会

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

被害者の割合は女性が多く、その背景として、社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的問題、男性優位な社会となっていることなどが指摘されています。

DVが「起こらない」社会を構築していくためには、男女が性別に関わりなくお互いを尊重し、認めあって対等な立場で参画し、力によって相手を支配する人間関係をつくることのないよう、幼少時代からの家庭や地域、学校における取組などにより、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識を形成することが求められます。

また、被害者自身がDVについての理解や支援機関の情報を十分に得られるような社会環境を整備することが必要であるとともに、暴力をふるわないという意識啓発や相談対応など、加害者に対する積極的な取組の推進が求められています。

	目 標 項 目	28年度 目標	現状値	31年度 目標
主指標	DV防止法を知っている人の割合 (県民アンケート)	60%	46.3% 28年調査	67%
副指標	「女性に対する暴力をなくす運動期間」※ 中に啓発を行う地域数	27か所	25か所	27か所

※ 女性に対する暴力をなくす運動

：内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけ、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

(1) DVをはじめとする暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進

DVが「起こらない」社会を構築するには、DVをはじめ、あらゆる暴力を許さない社会を実現することが必要です。そのためには、DVの起こる背景や、DV防止法などについて周知・啓発を推進し、夫婦や恋人の間柄であっても、どんな場合でも暴力は許されないという社会的認識を浸透させることが不可欠です。

DVは個人的な問題のようにみえても、家庭や職場など社会における男女の固

定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況や、過去からの女性差別の意識の残存に根ざした構造的問題が大きく関係していると言われています。

また、現在の社会においては、児童等が家庭やテレビ等のマスメディアなどを通して、さまざまな暴力を目にし、暴力による解決法に抵抗を感じなくなってしまうことがあると懸念されています。このため、家庭・地域・学校において、幼少時期から個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育や、暴力によらない関係づくりの教育を推進する必要があります。

さらに、県内の高校生や大学生を対象とした「デートDVに関するアンケート調査」（平成25年3月三重県男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）実施）によると、交際経験のある女性の31.0%、男性の17.1%が、交際相手から身体的暴行等を受けたことがあったと回答（同報告書P38）するなど、恋人などの交際相手からふるわれる暴力「デートDV」が、若年層に起きていることから、関係機関と連携しつつ、思春期からのDV防止や男女共同参画についての教育、啓発を推進し、若年層の暴力を防止するとともに、若年者への教育に携わる者を対象としたDV防止及び人権教育を実施することで、若年者が安心して相談できる環境を整備することが重要です。

具体的な取組

① DVに関する周知・啓発等の実施

- ・ ホームページや県広報等を積極的に活用した周知・啓発等の実施
- ・ 職場、地域の団体等におけるDVや男女共同参画に関する研修の支援
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動期間中において、県内各地域における啓発の実施
- ・ DV相談先カードの配付による相談・支援機関の周知

② 幼少時期からの人権教育及びあらゆる暴力を許さない意識の啓発

- ・ 家庭、地域、学校における個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育の推進
- ・ 児童虐待、いじめ、性犯罪などあらゆる暴力を許さない意識の啓発の実施

③ 若年層を対象とした「デートDV」に関する予防施策の推進

- ・ 男女共同参画やデートDVに関する啓発等の推進
- ・ 福祉、学校関係者等に対する「デートDV」に関する啓発の実施

(2) 加害者にならないための取組研究

DV加害者が再び暴力を起こさないための取組として、「加害者更生のための指導方法（以下「更生プログラム」という。）等を調査研究する。」とDV防止法

にも規定されていますが、更生プログラムの有効性が未解明であり、DV被害者に対するリスクも高いことから、本格的な実施に至らず、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等のための施策に関する基本的な方針」においても継続して研究をしていくとしてきました。

平成28年5月に「女性活躍加速のための重点方針2016」において、取組の具体化に向けた調査検討を加速すると明記されたことから、引き続き国における更生プログラムの調査研究の進捗状況や動向を注視・把握するとともに、他県及び民間機関における取組状況等を調査していきます。

さらに、DVが起こらない社会の実現のため、初期の段階で加害者がジェンダーバイアス（社会的・文化的性差別あるいは性的偏見）やDV加害の重大さに気づくための取組についても、研究をしていく必要があります。

具体的な取組

- ① 加害者にならないための取組の研究
 - ・暴力に依存しがちな人への対応など、未然防止の施策を研究
 - ・加害者更生プログラムの調査研究状況等の把握

〈めざすべき社会像〉

2 DV被害に「気づく」ことができる社会

配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センターなどの相談機関における配偶者等からの暴力に関する相談内容は、複雑かつ深刻化しています。

被害者は、社会的に作られた男女のあり方に縛られ相談できなかつたり、子どものことや経済的な理由から我慢を重ねたり、恐怖感・無力感により助けを求めることを諦めてしまう場合があります。加えて、外部からも問題が見えにくいいため、被害が深刻化していくケースが多々あります。このようなDVの特質をふまえると、周囲の関係者がDV被害に「気づき」、被害者に相談支援窓口の情報を知らせること、及び被害者の意思を尊重しつつ、被害者支援窓口に通報することのできる環境を整備することが重要です。

	目 標 項 目	28年度 目標	現状値	31年度 目標
主指標	DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ(だれ)かに相談したことがある人の割合(県民アンケート)	50% 28年調査	25.9% 28年調査	50%
副指標	県ホームページや県広報、子育て情報誌への掲載等による情報発信の回数(年間)	10回	7回	10回
	医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動(研修等の回数)	3回	未実施	3回

(1) 関係機関等による発見・通報のための環境づくり

県民アンケート(e-モニター)によると、DV被害を受けた時に、被害者支援の相談機関をはじめ、家族、友人など「どこ(だれ)かに相談したことがある」と回答した人の割合は、女性で34.4%、男性で5.1%となっており、多くの被害者が自ら助けを求めることがほとんどできなかった状況が浮き彫りになっており、特に男性の割合の低さが顕著です。

しかし、被害者が暴力を受け、医療機関で治療を受けたり、子どもに関する相談を行う機関を利用した際に、対応を行った関係者がDVの被害者を発見し、気づくことがあると考えられます。そのような機会に、DVを発見しやすい立場にある関係機関がDV被害に気づき、被害者の意思を尊重しつつ被害者支援窓口に通報を行うことは、社会的な支援につなげるために非常に重要であり、発見・通報が適切に行われるよう関係機関に働きかけることが必要です。

医療関係者においては、DV防止法に通報の努力義務が明記されていることから、緊急性や心身の状況、被害者の意思に応じて、適切に対応することが求め

られます。また、子どもに関する相談に対応する機関においては、DVと児童虐待が密接に関連することをふまえ、DVに関する視点を併せた相談対応を行うことにより、親のDV被害を早期に発見することが求められます。

具体的な取組

- ① 医療・保健関係者による発見・通報のための環境づくり
 - ・ 医療・保健関係者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び研修
- ② 児童相談窓口等による発見・通報のための環境づくり
 - ・ 市町の児童相談窓口、児童相談所から適切な発見・通報が行われるための情報提供、研修
 - ・ 要保護児童対策地域協議会における関係者からの情報提供や学習機会の確保
- ③ 各種相談機関による発見・通報のための環境づくり
 - ・ 「男女共同参画センター」や「女性の人権ホットライン」等の相談機関への相談から判明したDVを支援機関に通報し、適切に支援につなげるための情報提供及び研修
- ④ 福祉、教育等の関係機関による発見・通報のための環境づくり
 - ・ 民生委員・児童委員等、地域住民から身近な相談を受ける立場にある支援者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び研修
 - ・ 保育所、幼稚園、学校等の保育・教育関係者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び市町の研修促進
- ⑤ 県民による発見・通報のための環境づくり
 - ・ 被害者の家族、友人など、身近に相談を受ける機会のある方々から、適切な発見・通報が行われるための啓発
- ⑥ DVに関する周知・啓発等の実施（再掲）
 - ・ ホームページや県広報等を積極的に活用した周知・啓発等の実施
 - ・ 職場、地域の団体等におけるDVや男女共同参画に関する研修の支援
 - ・ 女性に対する暴力をなくす運動期間中において、県内各地域における啓発の実施
 - ・ DV相談先カードの配付による相談・支援機関の周知

DV被害は、外部から発見されにくいという特性があり、家庭内の問題とみなされる傾向にあるため、まだまだ潜在化していると考えられます。逃げ出した時に安全に受け入れてもらえる場所があるかといった不安や、逃げ出した後の生活を明確に描けないために逃げる決断ができないことも要因の一つであるため、DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会の構築が必要となります。

そのためには、被害者からの相談等に対し、迅速に保護を行い、安全を確保することが最も重要です。また、被害者が本来の自分の力を取り戻すための心の回復が必要であり、相談、保護、自立支援といった各段階において、常に被害者に、誰からも暴力を受けずに安心して生きる権利があることを伝え、被害者が安心して支援が受けられる体制整備が求められています。

このためにも、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設である配偶者暴力相談支援センター機能の一層の充実が必要になるとともに、女性（婦人）相談員等職務関係者に対する専門性を高める研修と相談員へのサポート体制を併せて整備する必要があります。

また、一時保護体制についても、安全の確保とともに被害者の心身の回復を図り、自立支援に向けた場となるよう一層の充実を図る必要があります。

(1) 総合的な調整機能の強化

DV被害者の相談、保護、自立を支援していくためには、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関との連携・調整が必要となりますが、その中核的な役割を担うのが県女性相談所に設置する配偶者暴力相談支援センター（以下本項目の文中において「支援センター」という。）です。

平成20年の法改正により、市町も支援センターを設置するように努めるとなっており、県は、市町への支援センターの設置を支援するとともに、県支援センターと市町支援センターの役割分担を明確にし、県支援センターがDV被害者支援の中核として、自所の相談員や心理ケア担当職員への専門研修の実施による相談スキル等の向上を図るとともに、外部専門家によるスーパーバイズの実施と、県支援センターから市町に対するスーパーバイズの実施により、処遇困難な事案への対応や専門的・広域的な対応を行うなど、総合的な調整機能を強化する必要があります。

具体的な取組

① 配偶者暴力相談支援センターの充実強化

- ・配偶者暴力相談支援センターにおける市町に対するスーパーバイズ※や困難事例のコーディネートが行える体制整備
- ・市町及び県域を越えた広域的な連携を図る機能の充実強化

※ スーパーバイズ：高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うことです。

(2) 相談体制の整備

県民アンケート（e-モニター）やデートDVに関するアンケートによると、DV被害について関係機関に相談をしたことのある人はほとんどなく、相談相手の多くは友人、知人、親などの近親者となっています。

三重県においては、配偶者暴力相談支援センターや県福祉事務所のほか、県内14市においても女性（婦人）相談員等が配置され、DV被害者からの相談対応をしていますが、その認知度も高くなく、さらなる周知を行うことが必要です。

また、夜間休日の相談窓口の充実、男性被害者からの専用相談窓口の設置や若者からのデートDV相談など、被害者が相談しやすいような工夫や環境整備が求められています。

さらに、配偶者暴力相談支援センターで実施している弁護士による専門相談についても、県内の複数個所で実施するなど、三重弁護士会等と連携して充実させていく必要があります。

具体的な取組

- ① 相談しやすい環境の整備
 - ・ 昼間相談できない被害者のための夜間における相談の実施
 - ・ 休日における相談体制の検討
 - ・ デートDV被害者が相談しやすい環境の検討
 - ・ 男性被害者が相談しやすい環境の検討
 - ・ 外国人、障がい者、高齢者及び性的少数者からの相談への適切な対応
- ② 県内相談体制の充実
 - ・ 配偶者暴力相談支援センター機能を含めた県内相談体制の検討
- ③ 弁護士による専門相談の充実
 - ・ 配偶者暴力相談支援センター等における弁護士による専門相談の充実

(3) 保護体制及び加害者対策の強化

DVが起こった場合の最重要課題は被害者の安全確保です。

被害者が加害者の元から逃げ出した際は、迅速に保護を行える体制を整備し、保護した被害者に安全で安心できる環境を提供することが重要です。併せて、執拗に被害者を探し回る加害者への対策を強化することも必要です。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令※制度の利用について、

情報の提供、助言、関係機関等への連絡等を行っていますが、法改正において、保護命令制度の拡充が図られており、さらに、一層の制度周知に努める必要があります。

- ※ 保護命令：配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者等からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者等に対して発する命令です。
- (1) 被害者への接近禁止命令、(2) 被害者への電話等禁止命令 (3) 被害者の同居の子への接近禁止命令、(4) 被害者の親族等への接近禁止命令、(5) 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の 5 つの類型。罰則としては「保護命令」に違反した者には 1 年以下の懲役、または 100 万円以下の罰金が課せられることが規定されています。

具体的な取組

- ① 迅速に保護を行える体制づくり
 - ・ 配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等の関係機関の協力による避難場所の提供や一時保護所への同行支援など、緊急時における安全確保のための連携の強化
 - ・ 夜間緊急時の避難先確保のための関係機関との調整
 - ・ 男性被害者の保護体制の検討
- ② 警察による被害者保護及び加害者への対応
 - ・ 被害者の意思をふまえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置の実施
 - ・ 相談のあった被害者を福祉事務所等の女性(婦人)相談員に確実につなげるなど、途切れのない保護支援情報提供の徹底
 - ・ 加害者及びその関係者からの相談対応や指導等、援助の実施
- ③ 保護命令に対する適切な対応
 - ・ 被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう情報提供及び助言
 - ・ 保護命令発令時において適切な対応が行われるよう、学校・保育所等に対する指導、助言の実施
- ④ 配偶者暴力相談支援センターにおける安全の確保・充実
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける警備体制の確保

(4) 関係機関、職務関係者への研修やサポートの充実と被害者等の個人情報保護の徹底

DV被害者は、加害者からの暴力という危険な状況の中で生活しており、DV

対応は常に危険と隣り合わせといえます。

そのため、不適切な対応は、DV被害者にさらなる暴力を受ける危険を生じさせる恐れがあります。女性（婦人）相談員等の職務関係者は、これを回避するため、個人情報保護等の危機管理意識を身につけることが重要であり、その向上に向けた取組（研修）を充実強化する必要があります。

また、DVに対して一丸となって取り組むためには、関係機関・職務関係者の資質向上が必要不可欠です。DVに関する理解が不十分なまま被害者に対応すると、窓口での対応や相談業務にて被害者をさらに傷つけるという二次被害※1が生じる恐れがあります。二次被害を防止するためにも、関係機関・職務関係者に対する研修を充実強化する必要があります。

さらに、被害者からの相談等に対して、直接支援する立場にある女性（婦人）相談員等自身が代理受傷※2を体験したり、バーンアウト※3（燃え尽き）状態に陥る可能性があるため、女性（婦人）相談員等自身の心理的サポート体制を整備することが必要です。

具体的な取組

- ① 技術や知識の習得と危機管理意識の向上及び二次被害の防止に向けた職務関係者に対する研修の充実
 - ・女性（婦人）相談員などの職務関係者や関係機関の職員に対する専門研修の実施
- ② 女性（婦人）相談員等に対する心理的サポート体制の整備
 - ・女性（婦人）相談員等に対するスーパーバイズ等の実施
- ③ 被害者の個人情報の保護
 - ・住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続きの実施
 - ・被害者に関する秘密の保持や個人情報の管理の徹底

※1 二次被害：相談機関等において、基本的な理解の不足や偏見により、心ない対応を受けることで、被害者が再び傷つくことをいいます。

※2 代理受傷：被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ることをいいます。

※3 バーンアウト：納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じることをいいます。

〈めざすべき社会像〉

3-2 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会

被害者が自立し、安心して地域で生活するためには、就業の促進、住宅の確保のほか、様々な支援制度の活用等が必要であり、このような制度の情報収集や関係機関との連携が適切に行われる必要があります。

そのために、DV被害者の子ども、外国人、障がい者のほか、男性被害者やデートDVの被害者など、すべてのDV被害者が適切な支援を受けられるような環境を整えることも重要な課題となります。

また、相談、保護、自立支援といった各段階においても、身近な行政機関として市町の役割は大きく、支援体制の整備や施策の充実に向け、市町の取組を支援していく必要があります。

	目 標 項 目	28年度 目標	現状値	31年度 目標
主指標	一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等への入所や地域における自立生活につながった人の割合	100%	84%	100%
副指標	配偶者暴力相談支援センターを設置する市町数	3市町	0	3市町

(1) 自立支援のための体制づくり

被害者が一旦身の安全を確保した後に、自立に向けた生活設計をする必要があります。実際に社会生活を営んでいくうえでは、住まいの問題や心理的回復をはじめとした様々な困難があるため、これらに対して適切な支援を行うことが重要です。

具体的な取組

① 被害者への心理的支援

- ・ 女性相談所等における被害者への心理療法等の実施
- ・ 居宅の被害者及びその子どもに対するメンタルケアの支援

② 被害者の置かれている状況に即した各種自立支援施策の適切な運用

- ・ 生活保護制度や福祉貸付金等の各種自立支援施策のDV被害者の置かれている状況に即した適切な運用

③ 関係機関との連携による就業支援

- ・ 被害者自立支援策として、ハローワーク、母子・父子福祉センター等関係機関

と連携した就業支援

- ・母子生活支援施設を退所する被害者の就職時における身元保証制度の普及

④ 住居の確保

- ・県営住宅への優先入居による支援
- ・市町の所管する公営住宅への被害者の優先入居実施の働きかけ
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける住宅の確保に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の支援の実施
- ・母子生活支援施設を退所する被害者のアパート等の賃貸時における身元保証制度の普及

⑤ 市町におけるDV対応一元化の促進支援

- ・医療保険や年金及び就学手続き等、市町において関係部局が連携し、DV被害者の自立支援が一元的に対応（ワンストップ・サービス）できる体制整備の促進支援

⑥ 母子生活支援施設・婦人保護施設の機能の活用

- ・一時保護後の入所、自立等への支援
- ・母子生活支援施設の心理療法担当職員による支援

⑦ 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進

- ・民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会など各種民間団体と連携するための情報提供や研修等の実施
- ・民間団体との協働による被害者支援の実施

(2) 子どもへの支援のための体制づくり

DVが子どもに与える影響は深刻です。児童虐待の防止等に関する法律において、児童がDVを目にすることは心理的な児童虐待であると定義されており、DVを目のあたりにすることで、心理的に多大な影響を受け、子どもの健やかな成長を妨げると考えられています。DVが起きている家庭の子どもは、心理的外傷を通して児童虐待を受けているという認識を浸透させるとともに、子どものこころのケアや一時保護された子どもに対する支援を充実させていくことが必要です。

また、被害者の子どもが、親の経済的困窮が原因で十分な教育が受けられず、就職や進学などで将来不利益となる、いわゆる貧困の連鎖とならないよう、学習や就業などの支援を行うことが必要です。

具体的な取組

- ① DVが子どもに与える影響に関する理解促進
 - ・ DVが子どもに多大な影響を与えることの理解促進のための周知啓発の実施
- ② 子どものこころのケアにおける児童相談所との連携
 - ・ 児童相談所との連携による子どものこころのケアの実施
- ③ 被害者に同伴する子どもへの支援の充実
 - ・ 同伴する子どもに対する児童指導員による保育、学習指導等の支援の充実
 - ・ 個人情報の保護、転校手続きなどの就学支援、安全確保についての各市町等教育委員会への周知
 - ・ 貧困の連鎖を断ち切るための子どもへの学習支援や保護者の自立支援施策等との連携
- ④ 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実
 - ・ 要保護児童対策地域協議会における子どもがいるDV家庭の把握、支援の実施

(3) 外国人、障がい者、高齢者等への対応

外国人、障がい者、高齢者等の被害者にとっても、安全・安心が確保され適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携のうえ、相談等がしやすい体制を整備する必要があります。

具体的な取組

- ① 啓発資料等の多言語化の実施
 - ・ 相談窓口等の広報資料の多言語化の実施
- ② 通訳体制の充実
 - ・ 外国人被害者に対し迅速に通訳者を確保できる体制の充実
- ③ 障がいに配慮した情報提供の検討
 - ・ 関係団体等と連携し、様々な障がいに配慮した情報提供や手話通訳者による情報保障などを実施
- ④ 外国人、障がい者、高齢者等の状況に応じた安全・安心の確保にかかる支援の充実
 - ・ 生活習慣や障がいの状況に応じ、委託先における一時保護の実施
 - ・ 高齢者及び性的少数者に対する対応や支援の充実

<めざすべき社会像>

4 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

DVの未然防止や被害者保護、自立等の支援を行っていくうえでは、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関が密接に連携・協働することが重要となります。また、民間団体等による被害者に対する様々な支援の提供も進んでおり、これらの団体等とも連携・協働し、DVに対して「多様な主体が取り組む」社会をめざします。

	目 標 項 目	28年度 目標	現状値	31年度 目標
主指標	市町基本計画を策定した市町数	15市町	13市町	29市町
副指標	県・地域DV防止会議開催数	年6回	年6回	年6回

(1) DV防止ネットワークの構築と強化

地域における関係機関の連携を図るためには、市町行政機関、医療関係者、民生委員、警察署、教育機関、裁判所、人権擁護委員、福祉関係機関等で構築されたDV防止ネットワークを通じて、情報を共有し共通認識を持つことが重要です。

市町をまたぐ広域的なDV対応・連携については、配偶者からの暴力防止等連絡会議（県DV防止会議）及び県福祉事務所が所管する県地域DV防止会議において情報提供、意見交換等を行っており、目的、事案に応じて、機能的に各種のネットワークの活用を図ることが重要です。

また、市町に設置している要保護児童対策地域協議会における児童虐待被害とDV被害対策の連携がより一層進むよう、市町への助言等により支援する必要があります。

今後、相談内容の多様化、複合的な課題を抱えた事例への支援の複雑化、幅広い関係法令の改正への対応など、関係機関がDVに対する理解を深め、適切な対応ができるよう、連携・協力体制を一層強化していく必要があります。

具体的な取組

① 広域的なDV対応・連携の促進

- ・ 裁判所等の司法機関や医師会等を含めた関係機関で構成する県DV防止会議などを通じての一層の連携強化
- ・ 県地域DV防止会議の機能的な活用
- ・ DV法律相談実施等における関係機関相互との一層の連携の強化

- ② 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実（再掲）
- ・ 要保護児童対策地域協議会における子どもがいるDV家庭の把握、支援の実施

(2) 保護及び自立支援における関係機関との連携強化

被害者の保護、自立支援などを適正に実施していくためには、関係機関が相互に連携を図りながら協力していくことが重要です。

国内では、被害者に対して、個人や民間団体が被害者の立場に立った支援を自主的に行っている事例が数多くあります。本県でもDV被害者支援を行っているNPO団体において、被害者の母子に対する心理回復プログラムの実施や自立に向けた同行支援などが実施されており、また民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会など各種民間団体において、被害者の立場にたった支援を行っています。

今後は、被害者に対する支援として、県の行うべき役割を明確にするとともに、被害者支援策の多様性を確保し、選択の幅を広げるためにも、民間団体等の自主性・自立性に配慮しつつ、民間団体が進めている被害者自助グループの活動などとの連携を充実させていく必要があります。

具体的な取組

- ① 配偶者暴力相談支援センター等における関係機関との連携強化
- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける福祉事務所、警察、男女共同参画センター、母子生活支援施設、婦人保護施設、性暴力被害者支援センター、民間団体等との連携強化
 - ・ 県福祉事務所における被害者支援に携わる市町実務担当者との連携強化
- ② 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進（再掲）
- ・ 民間団体等との協働による被害者支援の実施

(3) 市町におけるDV対策の促進支援

DV防止法では、市町村が被害者に最も身近な行政主体として、地域の実情にあわせ、切れ目のない支援を行うことが重要であるとして、法第2条の3第3項において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の施策の実施に関する基本計画「市町村基本計画」を定めるよう努めなければならない。」、また、同法第3条第2項において、「市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。」と明記され、DV対策を行ううえで市町の役割はますます重要になってきます。

市町においては、保健・福祉の相談現場等において被害者に気づくことが期待されるとともに、支援の過程において様々な手続き（住民票、国民健康保険、保育・学校等）に関わり、細やかに対応することが望まれます。特に、住民基本台帳の閲覧制限など、被害者の安全確保に十分配慮し、住民票に記載がなされていない場合であっても、居住している市町において受けることができる支援などについての情報を関係部署が共有することが重要です。

県として、各種会議等の場において、当該基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけるとともに、当該基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター設置を行おうとする市町の作業が円滑に進むよう、必要な情報やノウハウの積極的な提供と研修等を実施するなど、DV対策の充実が図られるよう市町を支援することが必要です。

具体的な取組

① 市町基本計画の策定支援

- ・市町における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施のため、市町基本計画の策定支援

② 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進

- ・女性（婦人）相談員等設置市に対する配偶者暴力相談支援センターの設置促進支援

(4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

被害者支援に携わる関係機関において、被害者から苦情の申出を受けたときは、誠実に苦情を受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望まれます。

また、関係機関において苦情処理制度が設けられている場合には、その制度に即して適切かつ迅速に処理を行うことが必要です。

具体的な取組

① 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

- ・関係機関における苦情の適切かつ迅速な処理の推進

V 計画の総合的な推進と進捗の評価

DVに対応するための県の施策は、複数の部局が担当しており、計画の遂行及び成果を上げるには、各部局の施策の総合的展開が重要です。また、当計画において、市町の取組の促進支援を行うこととしているため、計画策定部局である健康福祉部 子ども・家庭局が中心となり、各部局の取組及び市町の取組の進捗状況を把握し、県基本計画の進捗管理を行うとともに、福祉、医療、司法、警察、教育機関等からなる配偶者からの暴力防止等連絡会議（県DV防止会議）に毎年報告します。

また、毎年度開催する外部の有識者・関係者による評価会議の内容をふまえ、「計画→実行→評価→改善(PDCA)」といったプロセスにより、計画を着実に推進し、3年後の改定につなげていきます。

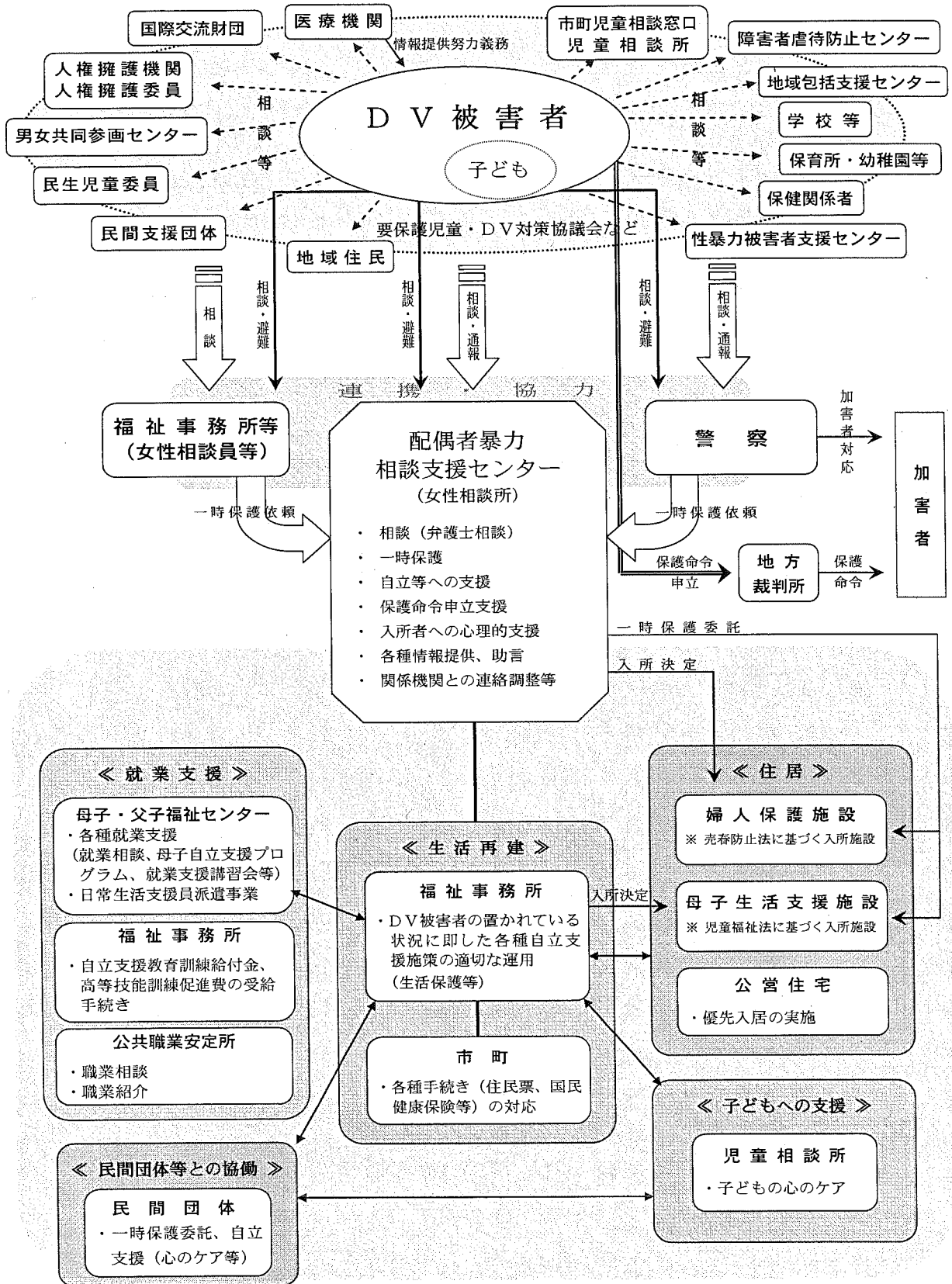
◆ DV被害者支援フローチャート

【早期発見】

【相談・通報】

【保護】

【自立等への支援】



参 考 資 料

- I 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律…………… 1
- II 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
(概要) …………… 1 2

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条

第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡そ

の他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、フ

- ァクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人

がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第

四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次

号に掲げる費用を除く。)

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又

は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正す

る。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）
- 3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日
- 三 〔略〕

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※平成 26 年 10 月 1 日一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑法法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目

的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難 となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者 に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求める よう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等 を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害 者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等 について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示する ことが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが

必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上で対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

三重県家庭的養護推進計画(改訂案)

平成 29 (2017) 年 3 月

三重県

(※ 下線部分が変更箇所になります)

目 次

I 【総 論】

- 1 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 計画策定の基本理念と基本的方向
 - (3) 計画期間と計画の進行管理

- 2 家庭的養護の推進に関する基本的な考え方・・・・・・・・ 2～4
 - (1) 社会的養護を必要とする児童数の見込み
 - (2) 家庭養護および施設における養護可能な児童数の見込み
 - (3) 計画期間を通じて達成すべき目標の設定
 - (4) 前期、中期、後期の各期末にめざすべき取組

II 【各 論】家庭的養護の推進等にかかる具体的な取組方策

- 1 家庭養護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～9
 - (1) 里親等委託の推進
 - (2) 里親支援の充実
 - (3) ファミリーホームの設置促進・支援の充実

- 2 施設養護（児童養護施設・乳児院）・・・・・・・・ 10～16
 - (1) 施設整備、定員設定／ユニット数
 - (2) 職員体制、人材確保・人材育成
 - (3) 施設の高機能化、地域支援の充実

- 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 自立支援の充実
 - (2) 子どもの権利擁護の推進

トピック：特別養子縁組を成立させるための監護期間中の
三重県職員を対象とした育児休業制度について・・・・・・・・ 18

III 【データ編】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19～21

- 1 三重県の将来人口推計
- 2 三重県の要保護児童の状況
- 3 児童相談所における虐待相談対応件数の推移
- 4 三重県内の社会的養護関係施設の状況
- 5 三重県内の里親・ファミリーホームの状況
- 6 三重県の里親等委託率の状況
- 7 三重県の登録里親の状況

Ⅰ【総論】

1 計画策定にあたって

(1) 計画の趣旨

平成 23 年 7 月、国の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等において「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられました。

その中で、社会的養護は、原則として家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく等の方針が示されました。また、施設に 9 割、里親に 1 割という現状を、10 数年かけて、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合をおおむね 3 分の 1 ずつにしていく等の目標が示されました。

これを受け、本県では平成 24 年度に「三重県社会的養護のあり方検討会」を設置して検討を行い、「家庭的養護の推進」等を基本的方向とする「三重県における社会的養護の将来像と当面の課題」をとりまとめました。また、平成 25 年度には、児童養護施設・乳児院における小規模化および地域分散化等を推進するため、各施設による「家庭的養護推進計画」の策定が行われました。

三重県家庭的養護推進計画は、これらをふまえ、本県の実情に即して計画的に家庭的養護の取組を推進するために策定するものです。

(2) 計画策定の基本理念と基本的方向

社会的養護は、保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。そして、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障するものです。これをふまえ、この計画策定にあたっての基本理念、基本的方向を次のとおりとします。

【基本理念】

社会的養護を必要とするすべての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障される三重をめざします。

【基本的方向】

基本理念に則り、「家庭的養護の推進」、「専門的支援の充実」、「自立支援の充実」、「家族支援・地域支援の充実」に向けて、計画期間（15 年間）を通じて取り組むべき家庭養護（里親・ファミリーホーム）の支援や施設（児童養護施設・乳児院）の小規模化・地域分散化などを進めるための具体的な方策を定めます。

(3) 計画期間と計画の進行管理

平成 27 年度を始期として、平成 41 年度までの 15 年間の計画期間とします。

また、計画期間を通じて達成すべき目標と取組を定めるとともに、計画期間を 5 年ごとの 3 期（前期・中期・後期）に区分し、各期における目標や取組を定め、各期末に計画の見直しを行います。

なお、毎年度、里親委託推進委員会や関係団体等との協議の場において、実施状況の確認や意見交換を行い、計画の進行管理を行います。

2 家庭的養護の推進に関する基本的な考え方

(1) 社会的養護を必要とする児童数の見込み

① 人口の状況

国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来人口推計（平成 25 年 3 月：中位推計）では、平成 27 年から平成 42 年までの間で、本県の総人口は約 171 千人（約 9.4%）減少し、19 歳以下の人口は約 76 千人（約 23.7%）減少すると推計されています。

② 要保護児童の状況

本県において、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに入所（委託）している要保護児童数は、平成 19 年度以降、おおむね 500 人から 540 人の間で推移しています。

また、要保護児童における里親等委託率は、平成 19 年度の 14.9%から、微増減を繰り返しつつも、平成 25 年度には 16.5%に増加しています。

③ 児童相談所における児童虐待相談対応件数の状況

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、毎年度増加を続け、平成 25 年度は過去最多の 73,802 件となりました。また、本県においても、過去最多を更新し、1,117 件となりました。

要保護児童数は、児童人口の減少や、今後の子育て支援策の充実など保護者のもとで子どもが成長できる環境の整備による減少が見込まれます。

一方で、子育てに関する環境整備や支援を通じた児童虐待の未然防止などによって、要保護児童数を減らしていくことが本来理想的ですが、児童虐待相談対応件数の急増等に伴い、虐待を受けた子ども等への対応として、社会的養護の質・量ともに拡充が求められています。

こうした状況の中で、近年の三重県の児童養護施設等に入所している要保護児童数は、おおむね 500 人から 540 人の間で推移しており、今後の児童人口の減少等を勘案しても、現状と同規模程度で推移することを想定した取組を進める必要があります。

(2) 家庭養護および施設における養護可能な児童数の見込み

① 家庭養護（里親・ファミリーホーム）の状況

平成 26 年 12 月 1 日現在、202 世帯の里親が登録されており、うち 68 世帯の里親に 79 人の子どもが委託されています。

ファミリーホームは 3 か所あり、8 人の子どもが委託されています。

② 施設（児童養護施設・乳児院）の状況

平成 26 年 12 月 1 日現在、三重県内には児童養護施設が 12 施設（定員総数 445 人）あり、418 人の子どもが入所しています。また、乳児院が 3 施設（定員総数 45 人）あり、35 人の子どもが入所しています。

なお、地域小規模児童養護施設は 5 か所あり、小規模グループケアは児童養護施設に 24 ユニット（うち 2 ユニットは分園型小規模グループケア）、乳児院に 2 ユニット設置されています。

今後、要保護児童の措置・委託の検討にあたっては、原則として家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、里親制度の普及啓発による理解の促進や、里親の新規登録者の増加、里親研修体制や里親支援体制の充実の取組を進めます。

また、同時に、施設の改修等による本体施設のオールユニット化や、市町等と連携して、地域の理解や協力を得ながら、地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケアの設置を促進することにより、すべての児童養護施設・乳児院において家庭的養護の環境整備を進めます。

あわせて、職員配置基準の充実や職員確保・育成、研修の充実等による専門性の向上などの体制強化に取り組みながら、施設の小規模グループケア化・地域分散化を促進します。

これらの取組により、家庭養護や施設において養護可能な児童数が、社会的養護を必要とする児童数の見込みを十分に満たすよう設定します。

(3) 計画期間を通じて達成すべき目標の設定

社会的養護を必要とするすべての子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホーム、ファミリーホームの設置、里親の新規登録者の増加、里親等委託や里親支援等を推進し、この計画において平成41年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことを目標とします。

○前期・中期・後期の各期末において達成すべき目標

	平成26年度 (H26.12.1時点)				平成31年度【前期】 (H32.3.31時点)				平成36年度【中期】 (H37.3.31時点)				平成41年度【後期】 (H42.3.31時点)			
	箇所数	定員	入所 児童数	割合 (%)	箇所数	定員	入所 児童数 (見込)	割合 (%)	箇所数	定員	入所 児童数 (見込)	割合 (%)	箇所数	定員	入所 児童数 (見込)	割合 (%)
本体施設	15	446	411	76.1	15	376	310	57.4	15	323	242	44.8	15	301	194	35.9
※本園型小規模GC	(24)	(164)	(157)		(40)	(270)	(243)		(45)	(287)	(230)		(47)	(301)	(194)	
児童養護施設	12	401	376		12	331	286		12	278	210		12	256	154	
※本園型小規模GC	(22)	(154)	(149)		(36)	(250)	(223)		(36)	(242)	(190)		(38)	(256)	(154)	
乳児院	3	45	35		3	45	40		3	45	40		3	45	40	
※本園型小規模GC	(2)	(10)	(8)	(4)	(20)	(20)	(9)	(45)	(40)	(9)	(45)	(40)				
グループホーム	7	44	42	7.8	16	98	98	18.1	23	142	142	26.3	27	166	166	30.7
児童養護施設 分園型小規模GC	2	14	14		7	44	44		11	70	70		12	76	76	
地域小規模児童養護施設	5	30	28		9	54	54		12	72	72		15	90	90	
里親・ファミリーホーム	220		87	16.1	276		132	24.5	333		156	28.9	392		180	33.3
里親	202		79		240		95		285		115		320		130	
ファミリーホーム	3	18	8		6	36	21		8	48	33		12	72	50	
合計		710	540	100.0		750	540	100.0		798	540	100.0		859	540	100.0

※「里親」の定員欄は、登録者数を記載しています。また、割合(%)は、四捨五入の関係上、計は必ず100になりません。

(4) 前期、中期、後期の各期末にめざすべき取組

家庭養護においては、登録里親数の増加やファミリーホームの設置促進などの取組を積極的に進めていくことが必要です。

あわせて、現状においても人員配置や人材育成の面で課題を抱える施設養護においては、施設の小規模化・地域分散化を進めるために、今以上に職員の確保および専門性の向上を図ることが必要です。

また、各施設において、地域支援、自立支援や家族支援を進めるために、それぞれの施設の専門性の確保・向上や高機能化に取り組むことが必要です。

各期において、こうした取組を進めることによって、「本体施設(オールユニット化)、グループホーム(分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設)、里親等(里親・ファミリーホーム)」における要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことを目標とします。

① 前期末にめざすべき取組

・ 里親等委託	132人	(現状比 45人増)
・ 本体施設小規模グループケア	40ユニット	(現状比 14ユニット増)
・ 分園型小規模グループケア	7ユニット	(現状比 5ユニット増)
・ 地域小規模児童養護施設	9か所	(現状比 4か所増)

② 中期末にめざすべき取組

・ 里親等委託	156人	(前期末比 24人増)
・ 本体施設小規模グループケア	45ユニット	(前期末比 5ユニット増)
・ 分園型小規模グループケア	11ユニット	(前期末比 4ユニット増)
・ 地域小規模児童養護施設	12か所	(前期末比 3か所増)

③ 後期末にめざすべき取組

・ 里親等委託	180人	(中期末比 32人増)
・ 本体施設小規模グループケア	47ユニット	(中期末比 2ユニット増)
・ 分園型小規模グループケア	12ユニット	(中期末比 1ユニット増)
・ 地域小規模児童養護施設	15か所	(中期末比 3か所増)

II 【各 論】家庭的養護の推進等にかかる具体的な取組方策

1 家庭養護

(1) 里親等委託の推進

① 現状

要保護児童を里親に委託することによって、特定の養育者との愛着関係の下で、基本的信頼関係の獲得やそれによる自己肯定感の育成、家庭生活モデルや生活技術の習得といった効果が期待できます。社会的養護においては、里親委託を優先することが原則とされていることから、児童相談所における要保護児童の措置決定にあたっては、里親委託を優先して検討しているところです。

県内には、平成 26 年 12 月 1 日現在、202 世帯が里親として登録されており、68 世帯に 79 人の子どもが委託されています（ファミリーホームは、3 か所が運営されており、8 人の子どもが委託されています）。要保護児童に占める里親等委託率は 16.1%となっています。

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

種別		登録数	委託中	委託中児童
里親		202 世帯	68 世帯	79 人
里 親 内 訳	養育里親	124 世帯	41 世帯	44 人
	養子縁組里親	43 世帯	3 世帯	3 人
	親族里親	19 世帯	19 世帯	26 人
	専門里親	16 世帯	5 世帯	6 人
ファミリーホーム		3 か所	3 か所	8 人
計				87 人

② 課題および基本的な考え方

- 社会的養護が必要なすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましいことから、児童相談所における要保護児童の措置決定にあたっては、里親委託を優先して検討することを徹底します。
- 里親委託の推進には、施設入所児童の里親委託が必要であり、子どもの状況に応じて積極的に取り組むとともに、施設（里親支援専門相談員）等との連携により、委託後のフォローを充実していく必要があります。
- 里親が社会的養護の担い手であることを始めとする里親制度に対する正しい理解を促すために、普及啓発を行う必要があります。
- 養育経験を持つ里親や里親支援専門相談員と連携して、里親説明会を開催し、里親制度の理解や登録の勧奨を行っていますが、里親登録者をさらに増やすことが必要不可欠です。
- 里親委託を行う場合、子どもの状況に応じて、可能な限り住み慣れた地域で養育されることが子どもにとって望ましいことから、登録里親を増やすだけでなく、地域分布も考慮し、1 中学校区 1 養育里親登録をめざして、登録里親のいない又は少ない地域において重点的に里親の新規登録者の増加に取り組む必要があります。

- 里親制度に対する誤解や先入観等から、要保護児童の保護者が施設入所には同意しても里親委託には同意しないケースがあるため、要保護児童の保護者に対して里親制度の正しい理解を促進する必要があります。

③ めざすべき 15 年後の姿

登録里親が確保されるとともに、里親や社会福祉法人によりファミリーホームが開設されています。これらにより、県内各地域において家庭養護の場が確保され、要保護児童の3分の1程度が家庭養護の環境で生活しています。

(なお、以下の表は、要保護児童数を540人と想定しています。)

種別		登録数(現状比)	委託中(現状比)	委託中児童(現状比)
里親合計		320世帯(+118世帯)	120世帯(+52世帯)	130人(+51人)
里 親 内 訳	養育里親	200世帯(+76世帯)	80世帯(+39世帯)	90人(+46人)
	養子縁組里親	70世帯(+27世帯)	5世帯(+2世帯)	5人(+2人)
	親族里親	20世帯(+1世帯)	20世帯(+1世帯)	20人(-6人)
	専門里親	30世帯(+14世帯)	15世帯(+10世帯)	15人(+9人)
ファミリーホーム		12か所(+9か所)	12か所(+9か所)	50人(+42人)
計				180人(+93人)

④ 各期の取組

【前期(H27~31年度)の取組】

- 県全体の登録里親数が少ない中、新規登録者の増加に向け、登録里親の現況調査や県民の里親に関する意識調査の実施等により、里親登録を進めるための戦略的な啓発手法等について検討し、これをふまえた普及啓発を進めます。
- 養育里親については、現在登録中の里親の多くが平成30年度末に5年間の登録更新時期を迎えるため、一定程度の登録辞退が予想されることもあり、里親支援専門相談員を中心に、各地域で小規模な里親説明会を開催するなどの取組により、養育里親の新規登録者の増加を図ります。
- 養育里親には、中期・後期に向けた専門里親やファミリーホーム養育者の育成を含め、積極的に2人以上の子どもの委託を検討します。
- 養子縁組里親の登録については、希望者の意向を尊重しつつ、要保護児童に対する理解を深めていただき、養育里親としての登録について積極的に働きかけます。
- 親族里親については、要件を満たしている希望者に的確に対応します。

(前期末(H31年度末)の姿)

種別		登録数(現状比)	委託中(現状比)	委託中児童(現状比)
里親合計		240世帯(+38世帯)	85世帯(+17世帯)	111人(+32人)
里 親 内 訳	養育里親	150世帯(+26世帯)	50世帯(+9世帯)	64人(+20人)
	養子縁組里親	50世帯(+7世帯)	5世帯(+2世帯)	8人(+5人)
	親族里親	20世帯(+1世帯)	20世帯(+1世帯)	28人(+2人)
	専門里親	20世帯(+4世帯)	10世帯(+5世帯)	11人(+5人)
ファミリーホーム		6か所(+3か所)	6か所(+3か所)	21人(+13人)
計				132人(+45人)

【中期（H32～36年度）の取組】

- 養育里親については、引き続き新規登録者の増加に注力します。
- 養育里親には、後期に向けた専門里親やファミリーホーム養育者の育成を含め、積極的に2人以上の子どもの委託を検討します。
- 専門里親、ファミリーホーム養育者の要件を満たした養育里親については、専門里親研修の受講やファミリーホームへの移行を働きかけます。
- 養子縁組里親および親族里親については、前期と同様に取り組みます。

（中期末（H36年度末）の姿）

種別	登録数（前期末比）	委託中（前期末比）	委託中児童（前期末比）
里親合計	285世帯(+45世帯)	105世帯(+20世帯)	123人(+12人)
里親 内 訳	養育里親	180世帯(+30世帯)	74人(+10人)
	養子縁組里親	60世帯(+10世帯)	9人(+1人)
	親族里親	20世帯(±0世帯)	28人(±0人)
	専門里親	25世帯(+5世帯)	12人(+1人)
ファミリーホーム	8か所(+2か所)	8か所(+2か所)	33人(+12人)
計			156人(+24人)

【後期（H37～41年度）の取組】

- 養育里親については、引き続き新規登録者の増加に注力します。
- 2人目以降の委託児童の養育が進み、専門里親やファミリーホーム養育者の要件を満たした養育里親が増加することを前提として、これらの養育里親に可能な限り専門里親やファミリーホームへの移行を働きかけます。
- 養子縁組里親および親族里親については、前期・中期と同様に取り組みます。

（後期末（H41年度末）の姿）

種別	登録数（中期末比）	委託中（中期末比）	委託中児童（中期末比）
里親合計	320世帯(+35世帯)	120世帯(+15世帯)	130人(+7人)
里親 内 訳	養育里親	200世帯(+20世帯)	90人(+16人)
	養子縁組里親	70世帯(+10世帯)	5人(-4人)
	親族里親	20世帯(±0世帯)	20人(-8人)
	専門里親	30世帯(+5世帯)	15人(+3人)
ファミリーホーム	12か所(+4か所)	12か所(+4か所)	50人(+17人)
計			180人(+24人)

(2) 里親支援の充実

① 現状

- 児童福祉法施行規則に定められた養育里親研修を実施しています。
 - ・新規希望者：講義およびグループ討議、施設見学、実習（計5日間）
 - ・更新希望者：講義（1日）
- 養子縁組里親の希望者については、研修の受講義務はありませんが、養育里親研修の受講を推奨しています。
- 登録中の里親を対象としたスキルアップ研修を実施しています。
- 里親支援専門相談員による家庭訪問および養育相談を実施しています。
- 里親養育相互援助事業（里親サロン）を実施しています。

② 課題および基本的な考え方

- 子どもを受託中の里親は悩みを抱え込んで孤立する危険性があるため、里親委託ガイドラインに沿って、児童相談所職員や里親支援専門相談員等による定期的な家庭訪問等を行い、里親・子どもの状況に留意して支援ニーズの把握を行うとともに、市町やNPO等との連携による地域の子育て支援策の積極的な活用などにより、十分なサポートを行っていく必要があります。
- こうしたサポートにはマンパワーが不可欠で、児童相談所の里親専任担当者および施設の里親支援専門相談員に十分な人員を配置するとともに、施設によるサポート活動を支援する必要があります。
- 法定の研修を受講しても、里親の多くは要保護児童の養育に対する専門的知識やノウハウを持っていないことから、未委託里親向けの養育研修や、委託児童の入進学などのライフイベントに合わせた養育研修など、ニーズに対応した研修を検討・実施していく必要があります。
- 里親サロンについては、里親同士の交流のみならず、より多くの里親が積極的に参加して、落ち着いた雰囲気の中で課題や悩みを共有しあえる場としての重要な役割があることから、運営方法を工夫・改善しながら、継続的に実施していく必要があります。

③ めざすべき15年後の姿

- 里親委託を行う場合、児童相談所長は子どもの状況に応じて、複数の登録里親の中から最適な里親を選定することができ、子どもは可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるようになっています。
- 里親と児童相談所、施設（里親支援専門相談員）が連携して、子どもの養育にチームで取り組み、子どもに安定した家庭環境を提供しています。
- 養育にあたる里親は、必要に応じて里親支援専門相談員をはじめとする専門職員のアドバイスを受け、子どもの成長とともに自身の養育スキルを向上させています。

(3) ファミリーホームの設置促進・支援の充実

① 現状

- ファミリーホームは一定の養育経験等を有する養育者の住居において家庭養護を行う形態で、里親に委託できる児童数は4人が上限であるのに対し、ファミリーホームに委託できる児童数の上限は5～6人であり、里親を少し大きくしたイメージです。
- 県内のファミリーホームは、すべて伊賀児童相談所管内（伊賀市1か所、名張市2か所）にあり、うち2か所は里親が、1か所は社会福祉法人が運営しています。
- ファミリーホームの開設には2人以上の養育者と1人以上の補助者が必要です。（子どもの養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、1人の養育者と2人以上の補助者とすることも可能。）里親家庭がファミリーホームを開設する場合、新たに1人以上の補助者を確保する必要があります。
- ファミリーホームの養育者は、児童福祉法第34条の20に規定する欠格事由（※1）に該当しないことのほか、次のいずれかの要件を満たす必要があるため、養育者の候補となる里親は少ない状況です。
 - (1) 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育経験
 - (2) 養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の委託児童の養育経験
 - (3) 児童養護施設等において子どもの養育に3年以上の従事経験
 - (4) 上記(1)～(3)に準じる者として、知事が適当と認めた者

（※1：児童福祉法第34条の20に規定する欠格事由）

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 児童福祉法、児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② 課題および基本的な考え方

- ファミリーホームでは、一定の養育経験等を有し、リスクを抱えた要保護児童に対する手厚いケアが期待できることから、養育経験が豊富な里親や施設に対する開設の働きかけなどにより、ファミリーホームの設置を促進します。
- ファミリーホームについても、養育者研修の充実や相互交流の促進など、里親と同様の支援を行います。
- 措置費制度において、ファミリーホームの運営費は、委託児童数に応じた現員払によって算定されるため、児童数によって措置費収入が変動します。このことから、ファミリーホームの安定運営に向けた支援策について検討を進め、ファミリーホームの設置を促進します。

③ めざすべき15年後の姿

県内各地にファミリーホーム（12か所）が開設されており、より専門的ケアを必要とする子どもを中心に、豊富な養育経験のある養育者および補助者によって、安定した養育環境が提供されています。

2 施設養護（児童養護施設・乳児院）

（1）施設整備、定員設定／ユニット数

① 現状と課題

【児童養護施設】

児童養護施設は、保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持っています。

県内には児童養護施設が12施設あり、平成26年12月1日現在で、定員総数445人に対して、418人の子どもが生活しています。

県内の児童養護施設12施設の配置状況を児童相談所管内別で見ると、北勢児童相談所管内に3施設、中勢児童相談所管内に6施設、南勢志摩児童相談所管内に2施設、伊賀児童相談所管内に1施設あり、紀州児童相談所管内には児童養護施設がない状況です。

県内の児童養護施設の本体施設の定員規模は、定員30人の施設が9施設、定員40人の施設が1施設、定員50人以上の施設が2施設となっています。また、地域小規模児童養護施設は5施設、小規模グループケアは本体施設8施設に22ユニット、分園型小規模グループケアは2ユニットが設置されています。

○ 児童養護施設：12施設（定員総数445人）

- ・ 本体施設：（定員247人）
- ・ 本体施設内小規模グループケア：22ユニット（定員154人）
- ・ 分園型小規模グループケア：2ユニット（定員14人）
- ・ 地域小規模児童養護施設：5か所（定員30人）

【乳児院】

乳児院は、言葉で意思表示できず、一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守りつつ養育し、乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障がい児などに対応できる専門的養育機能を持っています。

県内には乳児院が3施設あり、平成26年12月1日現在で、定員総数45人に対して、35人の乳幼児が生活しています。

県内の乳児院は、約45%の人口が集中している北勢地域に1施設（定員25人）と、地理的に県の中心部に位置する中勢地域に2施設（定員10人×2施設）あり、うち1施設に小規模グループケアが2ユニット設置されています。

○ 乳児院：3施設（定員総数45人）

- ・ 本体施設：（定員35人）
- ・ 本体施設内小規模グループケア：2ユニット（定員10人）

② 基本的な考え方

- 児童養護施設の本体施設の小規模化（定員45人以下）を促進します。
- すべての児童養護施設・乳児院の本体施設のオールユニット化を促進します。
- 分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置を促進します。

- 各期における施設整備を着実に進め、施設の小規模化・地域分散化を支援します。
- 分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設について、建物を賃借して運営する場合には、児童入所施設措置費における賃借費加算の活用により支援します。

③ めざすべき15年後の姿

本体施設においては、専門的ケアの向上が図られるとともに、施設の地域分散化によって、県内各地で施設による子育て支援が行われています。

オールユニット化された本体施設、グループホームにおいて、それぞれ3分の1程度の要保護児童が家庭的養護の環境の中で生活しています。

- 児童養護施設：12施設（定員総数422人）
 - ・ 本体施設内小規模グループケア：38ユニット（定員256人）
 - ・ グループホーム：（定員166人）
 - （分園型小規模グループケア：12ユニット（定員76人））
 - （地域小規模児童養護施設：15か所（定員90人））
- 乳児院：3施設（定員総数45人）
 - ・ 本体施設内小規模グループケア：9ユニット（定員45人）

④ 各期の取組（今後の施設整備計画）

児童養護施設においては、本体施設の小規模化や小規模グループケア化に向けた取組が進められていますが、分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設のさらなる設置による地域分散化を積極的に進めることが必要です。

また、乳児院においては、養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気の中で安定した生活リズムと営みによって養育担当者との個別的で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児期初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できることから、小規模グループケア化を進めることが必要です。

今後の児童養護施設・乳児院の施設整備については、地域の受け皿となる里親やファミリーホームの確保などの状況をふまえて行う必要があり、必要な人材確保・育成とともに計画的に推進します。

【前期（H27～31年度）の取組】

- 施設整備等の内容
 - ・ 本体施設改修等：児童養護施設3施設、乳児院1施設
 - ・ 分園型小規模グループケア設置：5ユニット
 - ・ 地域小規模児童養護施設設置：新設4か所、移設3か所

（前期末（H31年度末）の姿）

- 児童養護施設：12施設（定員総数429人）
 - ・ 本体施設：（定員81人）
 - ・ 本体施設内小規模グループケア：36ユニット（定員250人）

- ・ 分園型小規模グループケア : 7ユニット (定員 44人)
- ・ 地域小規模児童養護施設 : 9か所 (定員 54人)
- 乳児院 : 3施設 (定員総数 45人)
 - ・ 本体施設 : (定員 25人)
 - ・ 本体施設内小規模グループケア : 4ユニット (定員 20人)

【中期 (H32~36年度) の取組】

○ 施設整備等の内容

- ・ 本体施設改修等 : 児童養護施設 4施設、乳児院 1施設
- ・ 分園型小規模グループケア設置 : 4ユニット
- ・ 地域小規模児童養護施設設置 : 新設 3か所

(中期末 (H36年度末) の姿)

○ 児童養護施設 : 12施設 (定員総数 420人)

- ・ 本体施設 : (定員 36人)
- ・ 本体施設内小規模グループケア : 36ユニット (定員 242人)
- ・ 分園型小規模グループケア : 11ユニット (定員 70人)
- ・ 地域小規模児童養護施設 : 12か所 (定員 72人)

○ 乳児院 : 3施設 (定員総数 45人)

- ・ 本体施設 : オールユニット化完了
- ・ 本体施設内小規模グループケア : 9ユニット (定員 45人)

【後期 (H37~41年度) の取組】

○ 施設整備等の内容

- ・ 本体施設改修等 : 児童養護施設 5施設
- ・ 分園型小規模グループケア設置 : 2ユニット
分園型小規模グループケアから地域小規模児童養護施設に移行 1か所
- ・ 地域小規模児童養護施設設置 : 新設 2か所

(後期末 (H41年度末) の姿)

○ 児童養護施設 : 12施設 (定員総数 422人)

- ・ 本体施設 : オールユニット化完了
- ・ 本体施設内小規模グループケア : 38ユニット (定員 256人)
- ・ 分園型小規模グループケア : 12ユニット (定員 76人)
- ・ 地域小規模児童養護施設 : 15か所 (定員 90人)

○ 乳児院 : 3施設 (定員総数 45人)

- ・ 本体施設内小規模グループケア : 9ユニット (定員 45人)

(2) 職員体制、人材確保・人材育成

① 現状

○ 児童養護施設の職員配置基準

職 種 別	職 員 の 定 数
施設長	1人
児童指導員 保育士	定員4人につき1人（平成26年度は定員5.5人につき1人） 定員45人以下の施設は1人加算
個別対応職員	1人
家庭支援専門相談員	1人
栄養士	1人（定員41人以上の場合に限る）
事務員	1人
調理員等	4人（定員90人未満の場合）
嘱託医	1人

○ 児童養護施設の加算職員一覧

加 算 種 別	加 算 職 員 数 等
乳児加算	0歳児1.3人につき看護師1人 (平成26年度は1.6人につき看護師1人)
1歳児加算	1歳児1.3人につき児童指導員又は保育士1人 (平成26年度は1.6人につき児童指導員又は保育士1人)
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人
年少児加算	3歳以上の就学前児童3人につき児童指導員又は保育士1人 (平成26年度は4人につき児童指導員又は保育士1人)
里親支援専門相談員加算	1人
心理療法担当職員加算	1人（要心理療法児童10人以上の場合に限る）
職業指導員加算	1人（実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）
看護師加算	看護師1人
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人 管理宿直等職員1人（非常勤）
指導員特別加算	児童指導員（非常勤）1人（定員35人以下の場合に限る）
特別指導費加算	指導員（非常勤）1人
学習指導費加算	指導員（非常勤）
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士（非常勤）1人

○ 乳児院の職員配置基準（乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院を除く）

職 種 別	職 員 の 定 数
施設長	1 人
嘱託医	1 人
看護師 保育士 児童指導員	2 歳未満児(定員から 2 歳児及び 3 歳以上児の現員を差し引いたもの) 1.3 人につき 1 人（平成 26 年度は 1.6 人につき 1 人） 2 歳児の現員 2 人につき 1 人 3 歳以上児の現員 3 人につき 1 人（平成 26 年度は 4 人につき 1 人） 看護師（定員 10 人の場合は 2 人以上、10 人を超える場合は 10 人増すごとに 1 人以上。その他は保育士又は児童指導員） 定員 20 人以下の施設は保育士 1 人加算
個別対応職員	1 人
家庭支援専門相談員	1 人
栄養士	1 人
事務員	1 人
調理員等	4 人（定員 30 人未満の場合）

○ 乳児院の加算職員一覧（乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院を除く）

加 算 種 別	加 算 職 員 数 等
里親支援専門相談員加算	1 人
心理療法担当職員加算	1 人（要心理療法児童等 10 人以上の場合に限る）
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士 1 人 管理宿直等職員 1 人（非常勤）
指導員特別加算	児童指導員（非常勤）1 人（定員 35 人以下の場合に限る）
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士（非常勤）1 人

② 課題および基本的な考え方

○ 職員配置基準の引き上げ

- ・ 国では、平成 27 年度から職員配置基準を、児童養護施設においては 4 : 1 等へ、乳児院においては 1.3 : 1 等へ引き上げることとしているほか、今後、心理療法担当職員の必置化や児童養護施設において子どもの自立を支援する職員加算の創設等が検討されています。

○ 養育の機能を確保するための職員体制の充実

- ・ 国の試算では、個別対応職員や指導員特別加算、調理員等の職員による各ユニットへの応援体制や管理宿直等職員の配置により、1 ユニットあたり 3 人程度の職員配置が可能とされています。
- ・ 一方で、前述の国の職員配置基準の引き上げ後も、職員の休暇や勤務ローテーション、緊急時の対応や家庭訪問、退所児童のフォロー、専門性向上のための外部研修の受講なども考慮すると、経験の浅い職員が 1 人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、個別的な関わりを必要とする子どもへの対応等に関して、1 ユニットあたり 3 人程度の職員配置では必ずしも十分とは言えない状況にあり、職員体制の充実が必要な状況にあります。
- ・ 県として、地域小規模児童養護施設や乳児院のユニットの運営体制を充実するとともに、引き続き、子どもの養育機能の確保に向けた検討を行います。

○ 専門性の向上、研修体制の充実

- ・ 小規模グループケア化を進めるうえでは、子どもへのより専門的・個別的な対応や保護者や地域への支援が求められるため、職員一人ひとりの力量の向上が重要です。このため、職種別研修や経験年数別研修、各ユニット担当職員向け研修の実施などにより、施設職員の専門性や養育支援技術向上のための取組を進めます。
- ・ また、基幹的職員研修の定期的な実施により各施設に基幹的職員の配置を進め、施設におけるスーパーバイズ機能を充実させるとともに、各ユニットの運営体制の強化などの検討を進めることにより、施設における組織的な運営体制の確立や OJT 機能の充実を図ります。

(3) 施設の高機能化、地域支援の充実

① 現状と課題

- 被虐待児童や何らかの障がいのある子どもの増加、非行傾向等の問題行動がある子どもへの対応など、施設内処遇の困難さが高まっている状況にあります。
- 本体施設においては、より専門的ケアを必要とする子どもへの対応として、心理的ケアなどの高機能化が必要です。
- 地域支援の拠点となるセンター施設として、施設が担当する地域を明確にしつつ、専門的ケアのノウハウを生かして、地域や家庭からの相談対応や里親支援、施設退所児童のアフターケアなどの地域支援を行う体制の充実が必要です。

② 基本的な考え方

- 各施設への心理療法担当職員や里親支援専門相談員、自立支援担当職員などの専門的な職員の配置など、本体施設における専門的ケア機能の強化や養育支援技術を向上させるための取組を進めます。
- 家庭養護においても、専門的ケアが必要な子どもや新生児などのリスクを抱えた子ども等について十分対応していけるよう、各施設の専門的ケア機能の活用などにより、家庭養護における養育・援助技術の向上を支援する体制の充実を図ります。
- 国において、施設への標準装備化が検討されている児童家庭支援センターについて、各施設と調整を図りながら、まずは県内児童相談所単位での設置を進めます。児童家庭支援センターは、児童相談所や市町と連携して、地域の子どもにかかる家庭からの相談に応じるなど、地域の子どもおよびその家庭に対し、その専門性を生かした支援に努めます。
- 施設から家庭復帰する子どものすべてのケースについて、当該市町要保護児童対策地域協議会において情報共有を図り、市町や施設退所児童のアフターケア機能などとの連携によりフォローを行います。
- 施設退所後も、子どもが支援を受けながら自立していけるよう、自立援助ホームの活用を進めます。また、親子再統合の過程において、必要に応じて母子生活支援施設における母子への支援機能などの活用を図ります。
- 地域の状況をふまえ、各施設の専門的ケア機能を活用した子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施について、市町への働きかけを行います。

3 その他

(1) 自立支援の充実

① 現状と課題

要保護児童は、児童養護施設を退所しても基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等の生活スキルの知識や経験の不足、対人関係能力の未熟さなどから、自立生活に必要なとされる力が身につけていない状況が見受けられます。このため、要保護児童が可能な限り社会生活へのスタートを公平に切れるよう自立支援の充実が必要です。

県では、それらの背景の一つである基本的な学習習慣や学力の不足を補い、社会性を獲得することを目的として、施設に入所している小学生に対する学習支援を行っています。

② 基本的な考え方

児童養護施設において、より家庭生活に近い形での家庭的ケアを推進することで、子どもが生活スキルを獲得し自立する力を養います。

また、生活が不安定な子どもなどに対しては、措置延長の活用による支援を継続するとともに、自立援助ホームの活用を図り、生活指導や職業指導等、子どもの社会的自立を支援します。

さらに、基礎学力や学習習慣、社会性の獲得を目的に、要保護児童に対する学習支援を行い、子どもの自立を支援します。

(2) 子どもの権利擁護の推進

① 現状と課題

県では、子どもの権利擁護のため、平成20年度に改訂した「子どもの権利ノート(※1)」を児童養護施設に入所する子どもに配付し、内容を説明するとともに、児童養護施設向けに開発された権利擁護プログラム「CAPプログラム(※2)」を実施しています。

また、ケアの質の向上を図るため、県では、施設の特徴を生かした施設ごとの運営指針や里親養育指針に沿った取組を促進するとともに、各施設では、3年に1度の実施が義務化された第三者評価の受審とその評価をふまえた改善が求められています。

さらに、県では、被措置児童等虐待の禁止について施設への周知徹底や、入所児童や関係機関等への周知等、発生の予防にも取り組んでいます。

(※1: 子どもの権利ノート)

プライバシーの尊重や意見表明、困ったときの相談先など、施設で生活する上で保障されている権利についてまとめた冊子。子どもが自分の権利について知ることができるよう、施設入所時に子どもに手渡しています。

(※2: CAPプログラム)

子どもへの暴力防止(Child Assault Prevention)プログラム。子どもが生きていくために必要な権利について学び、その権利を奪おうとするさまざまな暴力から自分を守るための方法を考える人権教育プログラム。

② 基本的な考え方

- ・ 引き続き、子どもの権利ノートを活用し、要保護児童への説明を行うことにより、子どもの権利擁護を推進します。
- ・ 児童養護施設等の第三者評価の着実な受審と自己改善を促進します。
- ・ 被措置児童等虐待については、引き続きその発生予防に取り組みます。

トピック

特別養子縁組を成立させるための監護期間中の 三重県職員を対象とした育児休業制度について

特別養子縁組は、民法第 817 条の 2 に定められた、子どもの福祉のための制度です。

特別養子縁組を成立させるには家庭裁判所の審判が必要で、養子となる子どもは原則として 6 歳未満（家庭裁判所への申立て時点）であること、養親となる者は 20 歳以上の夫婦であってどちらか一方は 25 歳以上であること、特別養子縁組が成立すると実親との法律上の親子関係が終了し、養親の戸籍に実子と同様に「長男」や「長女」などと記載されること、原則離縁ができないことなどの条件があります。

特別養子縁組によって養親となることを希望する場合、審判が決定されるまでの間に、養子となる子どもを 6 か月以上監護する必要がありますが、地方公務員については、この期間中は、法律上の親子関係がないため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」における育児休業の対象とされていません。

このような現状や社会的養護推進の観点もふまえ、三重県では平成 27 年 2 月 1 日から、県職員が特別養子縁組を成立させるために、養子となる子どもを養育する場合の監護期間において、育児休業に相当する制度を導入しました。このような制度の導入は都道府県では全国初となります。

家庭的環境で育つ子どもが一人でも増えてほしい。そのためには、共働き家庭でも特別養子縁組を可能にしなければ。実の子でないからこそ、家族としての愛着形成のための期間をしっかりと作って、自信を持って歩んでいけるようにしてほしい。県内の子どもだけでなく、日本中の子どもの養育環境の選択肢が広がってほしい。

この制度は、知事のそうした強い思いから実現しました。

Ⅲ【データ編】

1 三重県の将来人口推計

(出生中位・死亡中位仮定)

総計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
総数(人)	1,854,724	1,821,273	1,773,233	1,714,523	1,649,474
前5年ごとの推移		△33,451	△48,040	△58,710	△65,049
		△1.8%	△2.6%	△3.3%	△3.8%
H27からの累計推移			△48,040	△106,750	△171,799
			△2.6%	△5.9%	△9.4%

0～19歳計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
0～19歳(人)	342,120	323,010	296,574	269,595	246,617
前5年ごとの推移		△19,110	△26,436	△26,979	△22,978
		△5.6%	△8.2%	△9.1%	△8.5%
H27からの累計推移			△26,436	△53,415	△76,393
			△8.2%	△16.5%	△23.7%

【出典：国立社会保障・人口問題研究所 / 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)】

2 三重県の要保護児童の状況

(単位：人)

種別	年度						
	H19 (H20.1.1)	H20 (H21.1.1)	H21 (H22.1.1)	H22 (H23.1.1)	H23 (H24.1.1)	H24 (H25.1.1)	H25 (H26.1.1)
児童養護施設	426	394	409	415	425	408	422
乳児院	33	34	30	35	33	35	31
里親	75	71	76	73	72	87	86
ファミリーホーム	—	—	—	—	9	8	5
合計	534	499	515	523	539	538	544

【出典：三重県子育て支援課調べ】

3 児童相談所における虐待相談対応件数の推移

(単位：件数)

年 度	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
三重県	527	395	541	858	930	1,022	1,117
全 国	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802

【出典：三重県子育て支援課調べ】

4 三重県内の社会的養護関係施設の状況

(平成26年12月1日現在)

施設種別	児童養護施設	乳 児 院	情緒障害児 短期治療施設	
対象児童	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	軽度の情緒障害を有する児童	
施設数	12か所	3か所	1か所	
定 員	445人	45人	(入所) 40人	(通所) 10人
現 員	418人	35人	32人	2人

施設種別	母子生活支援施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)
対象児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	5か所	1か所	2か所
定 員	90世帯	60人	12人
現 員	73世帯	27人	10人
	母73人 子129人		

5 三重県内の里親・ファミリーホームの状況

(平成26年12月1日現在)

種別	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	ファミリーホーム (小規模住居型 児童養育事業)
対象児童	要保護児童	特に支援が必要な要保護児童	要保護児童	親族に扶養義務がある要保護児童	要保護児童
登録里親数	124世帯	16世帯	43世帯	19世帯	3か所
委託里親数	41世帯	5世帯	3世帯	19世帯	
委託児童数	44人	6人	3人	26人	8人

6 三重県の里親等委託率の状況

(各年度末現在)

種別	年度						
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
里親等委託率	14.9%	16.0%	15.3%	13.8%	16.5%	17.2%	16.5%

【出典：三重県子育て支援課調べ】

7 三重県の登録里親の状況

(単位：世帯)

種別	年度				
	H21 (H22.3.31)	H22 (H23.3.31)	H23 (H24.3.31)	H24 (H25.3.31)	H25 (H26.3.31)
養育里親	110	114	125	130	116
専門里親	13	15	15	15	16
養子縁組里親	16	21	25	29	39
親族里親	20	18	19	22	18
合計	159	168	184	196	189

【出典：三重県子育て支援課調べ】

国児学園のあり方検討報告書 (最終案)

平成29年3月

三 重 県

目次

はじめに	1
I 現状と課題	2
1 児童自立支援施設の現状と課題	2
2 国児学園の現状と課題	4
II 基本方針	10
III 国児学園の今後のあり方	12
IV 今後の進め方	15
おわりに	15
(参考資料)	
1 三重県の児童相談及び国児学園の被措置児童等の状況等	16
2 職員体制（各寮の状況等）	20
3 国児学園のあり方検討委員会設置要綱	21
4 国児学園のあり方検討委員会 委員一覧	23
5 検討委員会の経緯	24

はじめに

国児学園は、明治41年（1908年）10月、初代園長に任命された竹葉寅一郎の私宅（場所は津市弓之町（現在の津市上弁財町付近））を仮園舎として、男子1名の入所でスタートしました。

明治42年4月、河芸郡栗真村町屋大字根上がり（現在地）を買収し、園舎の建設が始まりました。当時の記録によるとこの土地は「元官有林ノ松樹ノ密生セル場所」であったようで、創立からまもなく110周年を迎えようとする現在も、学園のあちこちに大きな松の木を見ることができます。

園舎の竣工により、明治43年3月現在地に移転、4月7日に2ヶ寮で開園しました。落成式の際の、当時の有田義資知事の祝辞が残されています。

「元来本園等に收容を要する少年の多くは、父母の不行状家庭の紊乱等に依り、父母の慈愛心の欠くる所より次第に其の身体精神が悪化崩潰されたものである。（中略）感化教育は普通教育の如く天然の知能を啓発するのとは趣を異にして居る故に、親権者たる園長は謂ふまでもなく此の園に従事するものは須らく、善良なる家庭に於て其の子弟を教育する如く、園生に対して慈と愛と以て之を処遇すべきである。」

この「善良なる家庭に於て其の子弟を教育する如く」の理念は、開園から100年以上を経た今も、国児学園の小舎夫婦制による寮舎運営の中に脈々と受け継がれています。

もちろん、100年以上前と今では、社会のありようも大きく変わっていますが、平成18年3月に厚生労働省から出された「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」においても、小舎夫婦制の人材確保や職員の養成を強化し、子どもへの支援を一貫性をもって継続的に実施することができる、家庭的な形態の小舎夫婦制の維持・強化を図っていくことの重要性が指摘されています。

家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている昨今、子どもたちが生まれ、育っていく環境は極めて厳しいものになっています。国児学園に入所する子どもたちの多くは、非行や被虐待、発達障がいなどの困難を抱えており、一人ひとりの特性や生活歴に配慮したきめ細かなケアが求められています。こうした子どもたちのニーズに応えるため、100年を超える実践の蓄積をふまえ、今後も国児学園が着実に歩み続けていくことができるよう、今般「国児学園のあり方検討委員会」を設置し、三重県唯一の児童自立支援施設としてのあるべき姿について検討してきました。

本報告書は、国児学園が今後の歩みを進めていくうえで道しるべとなるものであり、委員長相澤仁先生をはじめ、検討委員会の委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、それぞれの専門分野から学園の将来あるべき姿に対して貴重なご意見を賜り、誠に有難うございました。この場をお借りして、改めて感謝を申し上げます。

平成29年3月

三重県知事 鈴木 英敬

Ⅰ 現状と課題

1 児童自立支援施設の現状と課題

(1) 歴史

- 児童自立支援施設は、明治16年(1883年)に大阪市の宗教家・池上雪枝が非行少年らに実学を習得させるために設立した私設感化院が起源とされています。
- その後、時代の変遷に伴い感化院、少年教護院、教護院と名称が改められ、平成10年(1998年)、児童自立支援施設の名称に変更されています。
- 教護院の時代までは、入所対象は、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」でしたが、児童自立支援施設になってからは「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」が加えられました。

(2) 設置根拠等

- 児童福祉法及び同法施行令により、国、都道府県及び政令指定都市には児童自立支援施設の設置義務があります。
- 平成28年3月1日現在で全国には58の施設があり、その内訳は、国立2施設、都道府県立50施設、政令指定都市立4施設、社会福祉法人立2施設です。

[児童福祉法]

第44条

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

[児童福祉法施行令]

第36条

都道府県は、法第35条第2項の規定により、児童自立支援施設を設置しなければならない。

(3) 児童自立支援施設入所までの経路

- 児童自立支援施設への入所(通所)は、都道府県知事が児童福祉法に基づいて行う措置(行政処分)として行われます。
- 児童自立支援施設への入所(通所)経路は、次の2通りとなっています。
 - ・ 児童相談所からの措置
保護者や学校等からの相談や、福祉事務所、警察署からの通告等を受け、児童自立支援施設に入所させて指導することが必要であると認めた場合
 - ・ 家庭裁判所からの送致

少年法に基づく家庭裁判所の保護処分の決定に従って入所措置をとる場合

(4) 施設の運営体制

① 設置運営主体について

平成23年4月の児童福祉法の改正以前は、都道府県、政令指定都市等が設置する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員については、都道府県等の職員でなければならないこととされていましたが、改正によって当該規定等が廃止されたことにより、児童自立支援施設を公設民営化することが可能となっています。

② 運営形態について

寮舎の運営形態においては、多数を占めていた伝統的な小舎夫婦制が減少し、交替制が増加しています。

- ・ 小舎夫婦制 18施設
 - ・ 交替制など 40施設
- (平成28年3月1日現在)

(5) 課題

① 入所児童数の減少

昭和30年代後半には全国で5千人以上が入所していましたが、非行少年の減少に伴って年々減少し、平成に入ると2千人を切り、平成28年3月1日現在、1,614人(全国児童自立支援施設協議会調べ)まで落ち込んでいます。

定員数を入所児童数で割った入所率の全国平均値は4割程度と低い状況にあります。その原因としては、担い手の確保困難や、入所について保護者の同意を得にくいことなどが一般的に指摘されています。

② 児童自立支援施設の課題と将来像

平成23年7月に厚生労働省がまとめた「社会的養護の課題と将来像」では、児童自立支援施設の課題について、被虐待や発達障がい等により特別なケアが必要なケースの割合が増加しているとした上で、まず「専門的機能の充実」を課題として挙げ、個別支援や心理的なケアなど「生活を基盤にしたより高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題となっている」と分析しています。

さらに、「年長児童への対応」「相談、通所、アフターケア機能」等を課題として挙げ、子どもの立ち直りと社会的自立を図るためには「家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制を充実する必要がある」と指摘しています。

2 国児学園の現状と課題

(1) 子どもの権利擁護

- ・ 平成28年5月の児童福祉法改正により、児童の福祉は、児童の権利に関する条約の精神に基づき保障することが規定されました。
- ・ 同条約第3条第1項には「児童に関するすべての措置をとるに当たっては(中略)児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」として、「児童の最善の利益」を最優先とする方針が掲げられています。
- ・ 学園運営を進めるに当たっては、子どもの権利擁護に十分に配慮する必要があります。

(2) 指導困難児及び非行相談以外の入所割合の増加

- ・ 近年、本県における児童相談件数は3千件余で推移しています(⇒P16「1 三重県の児童相談所への相談状況(年度別・相談別)」参照)。
- ・ その内訳としては、児童虐待相談を含む養護相談が増加しているのに対して、非行相談件数は減少傾向にあります。
- ・ こうした傾向の中、国児学園に入所する子どもたちについても、非行相談を契機とする割合が減少し、児童虐待相談等の養護相談を契機とする割合が増加する傾向にあります(⇒P18「5 国児学園入所(措置変更)児童の相談種別件数」参照)。これは、平成10年に教護院から児童自立支援施設へと名称が変更されたことに伴い、入所対象が広がり、それまでの「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」に「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」が加えられたことによるものです。
- ・ 児童自立支援施設運営指針(以下「運営指針」という。)において、児童自立支援施設は「子どもの発達段階や個別性などに応じた衣食住等を保障し、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てる家庭的・福祉的なアプローチによって、子どもの基本的信頼感の形成、社会性の発達や基礎学力の獲得、生活自立や心理的自立の発達、アイデンティティの獲得やキャリア願望の発達など「育ち・育てなおし」を行っていく」ことが支援のあり方の基本に位置づけられており、こうした「育ち・育てなおし」の必要に応える形で、養護相談を契機に国児学園への入所に至っているとすることができます。
- ・ 児童自立支援施設に入所する子どもたちの全体数が減少傾向にある一方で、虐待を受けた経験や発達障がい・行為障がい等の子どもなど、特別なケアが必要なケースの増加は全国的な傾向であり、国児学園も例外ではなく、医師から注意欠如・多動性障がい、学習障がい、広汎性発達障がいなどの診断を受け、県立小児心療センターあすなる学園(注)に通院し投薬を受けるなど、特別なケアを必要とする指導困難児の割合が増加しています。

(注) 平成29年6月1日から、あすなる学園と県立草の実りハピリテーションセン

ター、三重県児童相談センターの難聴児支援部門を統合して、「三重県立子ども心身発達医療センター」が開設されます。

- ・ 指導困難児や非行相談以外の入所割合の増加に伴い、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」を主な対象に培ってきた従来の支援ノウハウが通じなくなっており、職員の負担が増大しています。
- ・ こうした状況に対応するためには、被虐待や発達障がいなどの児童一人ひとりが抱える困難に向き合えるように職員の専門性の向上を図るとともに、絶対数が不足している寮担当職員の増員や、臨床心理士、看護師、家庭支援専門相談員等の専門職の配置及び有効活用が求められています。

【参考1】 指導困難児の比率（各年度3月1日現在） （単位：％）

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
比率	50	60	63	77	74	78	72	67	86	96	92	85	82

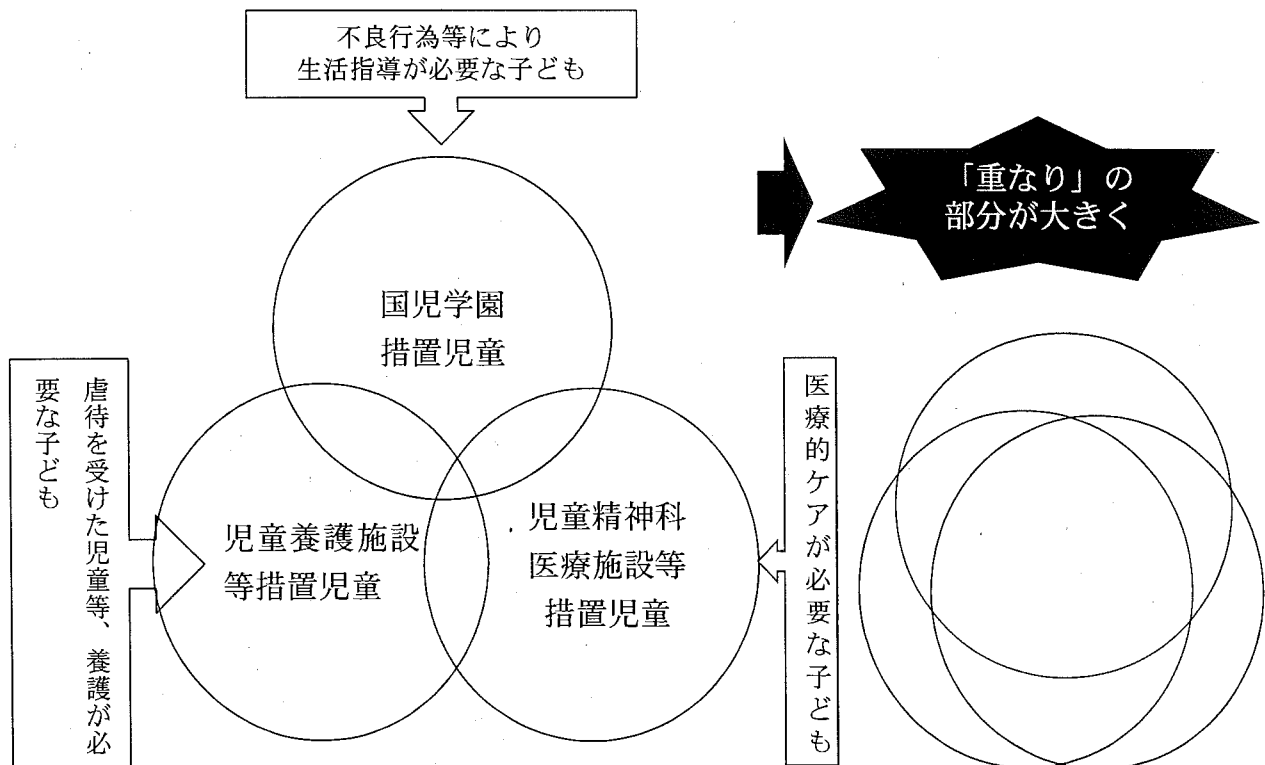
【参考2】 在籍児童数の推移（各年度3月1日現在） （単位：人）

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
人数	44	43	43	35	38	41	36	30	28	23	25	27	28

（3）子どもたちのニーズへの対応

- ・ 国児学園では、「（2）指導困難児及び非行相談以外の入所割合の増加」で記載したとおり、医師から注意欠如・多動性障がい、学習障がい、広汎性発達障がいなどの診断を受け、特別なケアを必要とする指導困難児が増加しています。

【参考】 現状から推測されるモデル図



- ・ こうした状況は、児童養護施設においても同様であり、施設では子どもたちの変化に応じて、子ども一人ひとりの特性や生活歴を考慮したきめ細かなケアワークが求められています。
- ・ 子どもたちのニーズにきめ細かに対応していくため、児童相談所、国児学園、児童養護施設、あすなる学園等、関係機関が果たすべき役割や連携のあり方について整理する必要があります。

(4) 家庭環境の調整

- ・ 子どもの立ち直りや社会的自立を達成するためには、保護者との協働が不可欠です。運営指針では、家族に対する支援として「児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行う」ことや、「子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う」ことが記載されています。
- ・ しかし、国児学園では、職員不足により、子どもたちの日常のケアワークに時間を取られ、家庭環境の調整を十分にできていないのが実情です。

(5) リービングケア（退所準備）

- ・ 入所中の子どもたちが施設退所後の生活に円滑に移行し、自立した社会生活を送るためには、社会生活に必要な生活技術・知識を習得することが重要です。
- ・ そのためには、一人ひとりの子どもの特性等に応じた課題設定及び目標設定を行う必要があります。
- ・ 国児学園では、中学卒業と同時に退所するケースが多く、家庭あるいは進学先または就職先と十分に情報共有を図り、子どもたちが退所後の生活に適応しやすい環境調整が求められています。

(6) 退所後の支援

- ・ 入所中の子どもたちは、基本的に中学卒業とともに国児学園を出て、多くは家族のもとに帰って進学・就職していますが、一般的に「児童自立支援施設の子どもたちで、18歳、あるいは20歳で専門的支援が中止されて、一人でやることができるものは少ない（注）」とされています。国児学園では、寮担当職員（寮長、寮母）と家庭支援専門相談員が、主に約10年前までの退園生への対応を行うこととしていますが、業務が多忙で実施できず、退所後問題行動が出てからの対応となっています。

国児学園の被措置児童の約6割が被虐待児童である事実を考えると、中学卒業後の国児学園あるいはその他の機関による専門的支援の継続について検討する必要があります。

（注）出典：「児童自立支援施設の担い手論」鈴鹿医療科学大学 藤原 正範 教授

(7) 地域支援機能

- ・ 運営指針では、「6 関係機関連携・地域支援」において「関係機関等の連携」「地域との交流」「地域支援」を求めています。
- ・ このうち「地域支援」では「施設が有する専門性を活用し、地域の非行や子育ての相談・助言や市町村の少年育成の研修会などの事業に協力する」ことや、「地域の里親支援、少年等の育成等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取り組みを行う（注）」とされていますが、現在の職員体制では園内の業務が多忙であり、「地域支援」を行う余裕はなく、体制の充実と併せ、今後検討が必要です。

(注) 運営指針の原文を引用。

(8) 職員体制と勤務の状況

- ・ 男子寮3、女子寮1、代行寮2から成り、各寮舎は夫婦の職員とその家族を基本に、児童と暮らしを共にしています（小舎夫婦制）。
- ・ 寮舎は、児童が起居し生活するスペースと、寮長・寮母とその家族が暮らすスペースが隣接しています。
- ・ 児童福祉法における児童自立支援施設の職員配置基準（注）は「児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じて定員4.5人につき1人以上」と定められているものの、この基準どおりの体制では児童自立支援施設で暮らす子どもたちの抱える様々な困難に対応しきれません。

全国の児童自立支援施設58施設における児童数と支援に携わる職員の比は全国平均で1.17：1（平成28年3月1日現在）となっており、職員配置基準と施設の実態は大きく乖離しています。

(注) 児童福祉法第45条第2項に基づく「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第80条に詳細が規定されています。

- ・ 平成28年11月現在、国児学園の入所者数22人に対し、寮担当職員数は12人（うち1人は業務補助職員）となっており、国の基準は上回っているものの、児童数と支援に携わる職員の比は全国ワースト6位に甘んじています。
- ・ 小舎夫婦制を採用する国児学園において、寮長・寮母の業務時間とプライベートの時間を明確に区分することはできず、平成25年度の第三者評価では、「小舎夫婦制は職員の長時間の時間外勤務など大きな負担のもとに維持されている現状があります。」との指摘を受けています。⇒《P20「[参考]職員体制（各寮の状況等）」》
- ・ また、児童自立支援施設に配置することとされている個別対応職員、家庭支援専門相談員等はいずれも非常勤であり、寮担当職員がその機能を補完的に担わざるを得ない状況となっています。

(9) 学校教育

- ・ 児童福祉法の改正により平成10年4月から、児童養護施設、児童自立支援施設等の長に、入所中の子どもたちを義務教育に就学させる義務が課せられています。国児学園では平成12年4月より、津市教育委員会の協力によって津市立一身田中学校及び栗真小学校の国児分校を園内に開校しています。
- ・ 分校の子どもたちは、非行や被虐待、発達障がい等により学習に遅れがあり、多くの子どもたちが学年相当の学習が困難な状況にあります。
- ・ また、入所は児童相談所からの措置あるいは家庭裁判所からの送致によるため、学年当初は少人数で発足しても、学期途中での転入児童が多く、その都度学級経営が難しくなる場合があります。
- ・ このため、子ども一人ひとりの課題をしっかりと把握した上で学習指導を確立し、個を大切にしたい授業を実施することが必須となっています。

(10) マネジメント体制

- ・ 平成28年度の第三者評価で、中・長期的なビジョンと事業計画について、「県(本庁)との連携の中で将来的なビジョンを描いているが、明文化して内外に示されているものはない」との指摘を受けています。
- ・ 寮担当職員の多忙もあって職員会議等の開催が低調であり、中・長期的な学園運営のあり方や、子どもたちに対する支援の質の向上など、全職員で問題意識を共有すべき事項についての十分な議論がなされていない状況にあり、マネジメント体制の強化が必要です。

(11) 児童の生活環境

- ・ 老朽化への対応

ほとんどの寮舎が建設から30年を経過して老朽化が進んでおり、修繕が必要となってきています。

第1寮 昭和58年度築

第2寮 昭和59年度築

第3寮 平成3年度築【女子寮】

第4寮 昭和49年度築(平成13年度一部改修)【代行寮】

第5寮 昭和44年度築(平成13年度改修)

第6寮 昭和59年度築【代行寮】

(注)「代行寮」とは、第1・2・3・5寮の夫婦の休暇時などに夫婦に代わって児童を預かり支援するための寮

- ・ 住環境への配慮

運営指針では、児童自立支援施設の住環境の指針として「小規模グループケアを行う環境づくりに配慮する」ことや、「安全性、快適さ、あたたかさ」への配慮などを掲げています。

国児学園の寮舎は、女子寮以外は寮舎内に浴室がありません。また、ほとんどのトイレが和式であることや、児童の居室において個人のプライバシーを確保できる空間がないことなどについて改善が必要です。

II 基本方針

児童福祉法及び児童自立支援施設運営指針をふまえ、小舎夫婦制の維持と運営体制の充実を図るとともに、多職種の専門職チームとの連携により、子どもたちの心身の健やかな成長を保障します。

- 三重県では、平成26年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」において、その基本理念を「社会的養護を必要とするすべての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障される三重をめざします。」と定めています。
- 平成28年5月の児童福祉法改正により、児童の福祉を保障するための理念が次のように明確化されましたが、三重県家庭的養護推進計画の理念と、基本的な考え方は同じです。

[児童福祉法]

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条第3項

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

- 児童福祉法は、全ての児童が適切に養育され、心身ともに健やかな成長が保障されなければならないとし、国及び地方公共団体は、保護者とともに育成する責務を負うとしています。

[児童福祉法]

第3条の2

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、

児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 児童福祉法は、児童はまず「家庭」で養育されるべきであり、そのために国及び地方公共団体は保護者を支援すべきとしています。ただし、児童を家庭で養育することができない場合は、次善の策として、「家庭における養育と同様の環境」を提供しなければならないとし、これには、養子縁組、里親及び定員5～6人の小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）等が該当します。
- さらに、次善の策が困難な場合は「できる限り良好な家庭的環境」で養育されなければならないとし、これには地域小規模児童養護施設（グループホーム）や小規模グループケア（分園型）等が該当します。
- 運営指針において、児童自立支援施設は「子どもの発達段階や個別性などに応じた衣食住等を保障し、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てる家庭的・福祉的なアプローチによって、子どもの基本的信頼感の形成、社会性の発達や基礎学力の獲得、生活自立や心理的自立の発達、アイデンティティの獲得やキャリア願望の発達など『育ち・育てなおし』を行っていく」と定められており、そのためには「できる限り家庭的な環境」を確保する必要があります。
- 平成18年3月に厚生労働省から出された「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」（以下「あり方報告書」という。）では、「施設の運営体制」について「施設機能の充実のためには、子どもへの支援を一貫性をもって継続的に実施することができる、家庭的な形態の小舎夫婦制の維持・強化を図っていくことが重要である」としています。
- P5の「(3) 子どもたちのニーズへの対応」で記載したとおり、子どもたちの変化に応じて、子ども一人ひとりの特性や生活歴を考慮したきめ細かなケアワークが求められており、あり方報告書の提言もふまえ、寮舎にて職員夫婦が生活を営みながら子どもたちへの支援を行う小舎夫婦制が最適です。
- 小舎夫婦制を学園運営の中心に据え置きつつ、寮担当職員の負担軽減や、寮担当職員だけではカバーしきれない分野を補完するため、臨床心理士、看護師、家庭支援専門相談員等の多職種の専門職からなるチームにより、子どもたちにより良い支援を提供できるよう取り組みます。
- 今後、国児学園は、子どもたちが児童福祉法の理念及び運営指針にかなった学園生活を実現できるよう、小舎夫婦制を維持しつつ、運営体制の充実及び養育環境の改善に努めていく必要があります。

Ⅲ 国児学園の今後のあり方

(1) 子どもの権利擁護

- ・ 具体的な取組としては、入所時に施設の役割や支援の内容を正しく理解できるよう説明することに始まり、子どもの権利に関する説明、園内の生活空間におけるプライバシーの確保、子どもが意見や苦情を表明しやすい環境の整備、子どもたちの進路選択をふまえた自立支援計画の策定、被措置児童への虐待防止の徹底、措置解除あるいは措置変更時の今後の生活の説明及び他機関との連絡調整等の取組を進めていきます。

(2) 小舎夫婦制の維持と充実

- ・ あり方報告書において、「国は、幅広い人材を対象とした養成や小舎夫婦制における参考事例のとりまとめなどにより、小舎夫婦制の人材確保や職員の養成を強化していくことが必要である。」としています。
 - ・ 平成25年度の第三者評価で「小舎夫婦制は職員の長時間の時間外勤務など大きな負担によって維持されている」と指摘されています。
 - ・ あり方報告書の提言をふまえ、今後も小舎夫婦制を維持しつつ、将来的な持続可能性を確保できるよう体制の充実を図ります。
 - ・ 現在の保護単価算出において「定員30人まで」を使用していることや、子どもたちを適正に見るために30人くらいが一番良いと考えられることから、定員は30人とします。
 - ・ 小舎夫婦制における寮担当職員の負担軽減を図り、児童自立支援施設が発揮すべき高度な専門性を実現するため、家庭支援専門相談員、臨床心理士や看護師、保健師、教員免許所有者、児童福祉司任用資格所有者等の多職種の専門職チームによる支援の実施が求められています。そのため、専門職の配置と有効活用、寮担当職員が休暇を取得する際の代替職員の確保について検討します。
- ※人材（寮担当職員の数、職種、確保（採用）方法等）については、継続して検討していきます。

(3) 心理的ケアの拡充

- ・ 医師から注意欠如・多動性障がい、学習障がい、広汎性発達障がいなどの診断を受け、あすなろ学園等に通院し投薬を受けている、保護者から虐待を受けているなど、特別なケアを必要とする指導困難児の割合が増加しています。
- ・ 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対する心理的ケアを拡充するため、常勤の心理職の配置や相談室の整備を検討します。

(4) 家庭環境調整機能の拡充

- ・ 児童相談所、市町、学校等の関係機関と連携し、家族の状況や入所後の経過等について情報共有し、適切に家庭環境の調整が行えるよう、常勤の家庭支援専門

相談員の配置を検討します。

(5) 子どもたちの進路選択をふまえた自立支援計画の策定

- ・ 一人ひとりの子どもの心身の状況や生活状況等を正確に把握するため、児童相談所、市町、学校等の関係機関との連携のもと、アセスメントを適切に行います。
- ・ 一人ひとりの子どもの特性等に応じた自立支援計画を策定し、定期的に進捗状況等の振り返りや計画の見直しを行います。
- ・ 自立支援計画を策定する際には、子ども本人の意向を確認するとともに、保護者の意向もふまえ、子どもの最善の利益の実現を図ります。

(6) リービングケア（退所準備）の拡充

- ・ 入所中の子どもたちが施設退所後の生活に円滑に移行できるよう、一人ひとりの子どもたちの特性等に応じた課題設定・目標設定に取り組みます。
- ・ 国児学園では中学卒業とともに退所する児童が多いですが、退所後の子どもたちの生活及び支援のあり方について、保護者、学校又は就職先等と協議し、環境調整に取り組みます。

(7) アフターケアの拡充

- ・ 平成16年の児童福祉法の改正により、児童自立支援施設においても退所者への相談その他の援助を行うことが義務化されました。
- ・ 家庭復帰後の支援が行えるよう、国児学園の体制を充実して園内業務の負担軽減を図るとともに、市町など退所者の地元の社会資源との連携体制を構築します。

(8) 高校進学者への対応

- ・ 運営指針では「児童自立支援施設の将来像」の項において「現状では、中卒や高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能の充実に取り組む」とされています。
- ・ 家庭や住み慣れた地域に帰る、あるいは国児学園から通学できる範囲の高校等に進学する、いずれの選択がその子どもにとって望ましいのかなど、高校進学者への対応の必要性と課題については継続検討課題とします。

(9) 職員の専門性の向上

- ・ 国立武蔵野学院や国立保健医療科学院、子どもの虹情報研修センターなどが開催する各種研修を受講するほか、学園内に講師を招いた研修会の開催等により、職員の資質向上を図ります。
- ・ 職員にさまざまな経験（キャリア）を積ませることで視野を広げ、資質の向上を図るため、福祉技術専門職のジョブローテーションやスペシャリストコース（注）の設定等、職員の採用方法や人事異動について検討します。

(注) 職員のキャリアデザインの実現及び特定分野等における専門的な知識や能力、経験を持つ職員の育成を図る三重県の人事制度の一つ。健康福祉部では福祉・児童相談コース、精神保健福祉コース等が設定されています。

(10) 住環境の整備

- ・ 学園内のトイレの大半が和式であり、また、浴室が女子寮以外は寮内に整備されており別棟の大浴場で入浴するなど、子どもたちの生活様式から乖離しています。
- ・ 運営指針が求める「小規模グループケアを行う環境づくりに配慮」し、各寮舎に個室や洋式トイレを整備するとともに、「個別空間の確保」など、計画的な施設改修を行っていきます。

(11) 学校教育との連携・協働

- ・ 学園と学校教育との連携・協働により、入所中の子どもたちの学習権を保障するとともに、子ども一人ひとりの学力等に応じた学習支援や進路決定の支援、スポーツや文化活動を通じた豊かな人間性の育成に今後も取り組んでいきます。

(12) 関係機関連携と地域支援の強化

- ・ 関係機関連携について、平成25年度の第三者評価では、「児童相談所、学校とは個別ケースを通じ連携が図られていますが、児童養護施設や里親等他の社会資源とは連携が図られていません。国児学園単独で児童を支援することには限界があり、他の社会資源の活用を視野に入れた取り組みが求められます。」と指摘されています。
- ・ 児童養護施設、あすなろ学園などの関係機関との連携を進めるための仕組みを構築します。また、地域支援への対応については、P7の「(7) 地域支援機能」に記載したとおりの状況であり、継続検討課題とします。

(13) マネジメント体制の強化

- ・ 職員の業務量の標準化等を通じて余力を創出することで職員会議等の開催を活発にして、中・長期的な学園運営のあり方等について議論し、全職員による問題意識の共有を図ります。
- ・ 子どもたちに対する支援の質の向上を実現するため、国児学園としていずれの寮においても一定水準の支援を提供できるよう、学園運営のマネジメント体制の強化を図ります。

IV 今後の進め方

- ・ 平成29年度は、本報告書の実現に向けた具体的検討を進めます。

おわりに

「国児学園のあり方検討報告書」がまとまりました。平成29年度に検討を持ち越した事項もありますが、検討会議を重ねる中で、国児学園が現在できていること、できていないことを明らかにできたことは、大きな収穫でした。

継続検討課題となった職員の増員や施設の改築といった問題は、職員定数や予算の制約があり、一挙に解決できるものではないかもしれませんが、少しずつ改善に向けた取組を進めてまいります。

今後も国児学園の運営に対し、県民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参考)三重県の児童相談及び国児学園の被措置児童等の状況等

種類	養護相談	保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談			その他	合計		
			肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			しつけ	
過去の相談件数 （年度別）	H27	1,597 (1,213)	3	6	0	74	6	1,624	77	27	39	162	35	0	28	10	3,688
	H26	1,355 (1,030)	2	10	0	92	5	1,573	86	20	50	172	27	2	3	1	3,398
	H25	1,389 (1,054)	7	13	0	88	11	1,508	51	24	56	198	21	4	14	7	3,391
	H24	1,427 (1,006)	1	10	1	91	9	1,570	49	38	71	223	40	5	6	38	3,579
	H23	1,392 (934)	3	16	0	120	36	1,729	47	49	73	153	32	2	10	34	3,696
	H22	1,325 (856)	7	12	2	115	110	1,611	45	54	121	162	36	11	8	19	3,638
	H21	966 (533)	3	12	1	145	102	1,686	58	53	138	170	43	7	9	17	3,410
	H20	872 (384)	2	25	2	170	91	1,529	47	41	97	249	50	5	6	33	3,219
	H19	994 (509)	3	18	2	220	73	1,571	74	37	109	262	58	4	10	37	3,472
	H18	957	4	50	4	231	222	1,669	97	33	107	282	74	14	20	41	3,805
	H17	1,010	5	20	21	579	111	1,626	213	61	98	453	100	37	31	119	4,484
	H16	873	4	31	51	224	81	505	81	85	113	298	106	40	28	92	2,612
	H15	810	2	34	78	228	92	461	99	100	91	294	124	51	8	47	2,519
H14	652	7	50	24	552	160	512	117	98	69	347	109	69	28	40	2,834	

※ 1 養護相談欄の（ ）は、内数で児童虐待相談の受付件数を示します。
 2 平成14年度～平成16年度において相談件数が低位で推移しているのは、この間障がい相談等を福祉事務所（保健福祉部）で受理しており、児童相談所の相談件数に計上していないためです。

(参考)三重県の児童相談及び国児学園の被措置児童等の状況等

2 非行相談件数の推移

(単位:件)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
非行相談	く犯行為等相談	49	38	24	20	27
	触法行為等相談	73	71	56	50	39
	計	122	109	80	70	66
	対前年比	69.7%	89.3%	73.4%	87.5%	94.3%

※「児童相談所の状況」より

3 非行相談件数の年度別・年齢別推移

(単位:件)

年齢別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳	0	0	0	2	0
7歳	0	0	0	1	1
8歳	0	0	3	1	1
9歳	2	2	2	7	2
10歳	4	2	1	3	5
11歳	1	15	4	2	6
12歳	4	7	8	9	10
13歳	46	25	24	22	20
14歳	47	36	28	12	15
15歳	11	11	5	5	4
16歳	5	4	4	2	0
17歳	2	6	1	1	2
18歳以上	0	1	0	3	0
計	122	109	80	70	66

※「児童相談所の状況」より

(参考)三重県の児童相談及び国児学園の被措置児童等の状況等

4 非行相談件数の年度別・対応別推移

(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
面接指導(助言指導)	12	18	5	5	7
面接指導(継続指導)	48	43	34	35	35
面接指導(他機関斡旋)	3	3	1	0	0
児童福祉司指導	19	12	14	8	9
児童委員指導	0	0	0	0	0
児家セン指導委託	0	0	0	0	0
福祉事務所送致等	0	1	0	1	0
訓戒・誓約	26	30	32	20	30
児童福祉施設入所	10	11	7	8	8
指定医療機関等委託	0	0	0	0	0
里親委託等	0	0	0	0	2
家庭裁判所送致	13	12	6	6	10
障がい児施設等契約	0	0	0	0	0
その他	4	4	2	3	0
計	135	134	101	86	101

※「児童相談所の状況」より

5 国児学園入所(措置変更)児童の相談種別件数

(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ぐ犯行為等相談	1	4	1	2	2
触法行為等相談	6	4	5	4	2
非行児相談小計	7	8	6	6	4
養護相談(虐待)	0	2	3	2	5
養護相談(その他)	1	3	3	1	0
性格行動相談	2	0	3	3	1
不登校相談	0	0	0	0	1
非行児以外相談小計	3	5	9	6	7
合計	10	13	15	12	11

※措置変更含む

※「施設別措置台帳」より

(参考)三重県の児童相談及び国児学園の被措置児童等の状況等

6 非行相談児童の児童養護施設入所件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ぐ犯行為等相談	0	0	0	0	0
触法行為等相談	1	1	0	0	2
合計	1	1	0	0	2

※措置変更含む

※「施設別措置台帳」より

7 参考(警察統計)

警察統計にみる少年非行の推移

(単位:人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
●非行少年					
・刑法犯少年					
犯罪少年	927	741	593	570	388
触法少年	123	47	32	35	45
小計	1,050	788	625	605	433
・特別法犯少年					
犯罪少年	61	58	74	62	53
触法少年	12	10	2	1	0
小計	73	68	76	63	53
・ぐ犯少年	2	6	4	0	1
非行少年合計	1,125	862	705	668	487
●不良行為少年	10,627	9,548	7,747	6,305	5,061

※警察統計は、1月～12月の年統計です。

[参考] 職員体制（各寮の状況等）

1 現在の職員体制（平成28年11月15日現在）

	1寮 (男子)	2寮 (男子)	3寮 (女子)	5寮 (男子)	代行寮 (4・6寮)	計
入所児童数	6人	6人	3人	6人	1人	22人
寮担当職員	2人	2人	2人	2人	3人+ 業務補助	11人+ 業務補助
児童定員						60人

- ・職員定数：施設長1、事務1、寮担12（現員11、欠員は業務補助職員対応）計14
- ・非常勤：心理療法担当職員1、個別対応職員1、家庭支援専門相談員1、栄養士1、調理員4 計8

2 現在の職員体制と配置基準との比較

- ・国児学園は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金に係る交付要綱」上、「3：1の職員配置を行った場合」における「定員30人まで」の保護単価を採用しています。
- ・児童自立支援施設の職員数等に係る主な配置（最低）基準は下表のとおりです。

配置すべき職種	配置（最低）基準	国児学園
施設長	1人	1人
児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数	通じて定員4.5人につき1人以上	3人につき1人
個別対応職員	1人	1人
家庭支援専門相談員	1人	1人
栄養士	1人	1人
事務員	1人	1人
調理員等	4人	4人
嘱託医	2人	2人
加算対象職種	加算職員数等	国児学園
心理療法担当職員加算	1人。ただし心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。	1人
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。	—
家庭支援専門相談員加算	1人	—
学習指導費加算	指導員（非常勤）	—

国児学園のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 児童福祉法第44条に規定され、児童福祉法施行令第36条により都道府県に設置が義務付けられている児童自立支援施設について、三重県では県立国児学園（以下、「学園」という。）を設置しているところである。学園において、より適切な児童処遇（福祉サービス）を提供できるよう、中・長期的な学園運営の将来構想を検討するため、有識者による「国児学園のあり方検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 職員体制の充実、施設の整備等を含めた中・長期的な学園の将来構想の検討
- (2) 前号の検討に基づく報告書の策定

(委員の委嘱)

第3条 委員会に所属する委員は7名以内とし、学園長が次の各号の分野に専門的知識と見識を有する者の中から選任し委嘱する。

- (1) 児童自立支援施設の運営
- (2) 少年法及び司法福祉
- (3) 児童精神医学
- (4) 児童養護施設の運営
- (5) 施設内学校の運営及び施設整備
- (6) 施設内学校における教育

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、任務中はもとより任務終了後においても、委員会において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の運営に必要な庶務を行うため、国児学園に事務局を置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

国児学園のあり方検討委員会 委員一覧

	所属・職・氏名	専門分野	委員種別
◎	大分大学福祉健康科学部教授 (国立武蔵野学院前院長) 相澤 仁	児童自立支援施設、 児童福祉全般領域	児童自立支援及 び社会的養護の 有識者
○	三重大学人文学部教授 伊藤 睦 (国児学園苦情調整委員)	少年法(司法福祉)、 児童福祉法関連領域	学識経験者
	児童精神科医師(三重県小児心療セ ンターあすなろ学園前園長) 西田 寿美	児童精神科医療、発 達障がい児指導領域	児童精神科医師
	里山学院 院長 鍵山 雅夫	児童養護施設	児童福祉施設関 係者(三重県児 童養護施設協会 会長)
	津市教育委員会事務局 学校教育課長 森 昌彦	教育委員会	教育(教育行政)
	津市立一身田中学校国児分校 教頭 紀平 麻里	小中学校学園内分校	教育(教育現場)

◎…委員長 ○…副委員長

検討委員会の経緯

平成28年

7月22日（第1回検討委員会）

- ・国児学園の現状報告、及び課題の洗い出し

11月7日（第2回検討委員会）

- ・子どもの人権擁護と職員の専門性に係る検討

12月19日（第3回検討委員会）

- ・中間案に係る検討

平成29年

2月14日（第4回検討委員会）

- ・最終案に係る検討